

長野県自立支援協議会について

○委員名簿・幹事名簿

○長野県附属機関条例

○長野県自立支援協議会設置要綱

○長野県自立支援協議会概念図

○各地域（圏域）自立支援協議会からの課題検討のスケジュール

長野県自立支援協議会 委員名簿

【任期：R7.6.1～R9.5.31】

(敬称略)

設置要綱 (第4条)	氏 名	役 職 等	備 考
第1号	高 橋 泰 宏	長野県ピアサポートネットワーク 役員	当事者団体代表
	小 林 壽 夫	(福) 長野県身体障害者福祉協会 評議員	
	丸 山 香 里	長野県手をつなぐ育成会 副会長・会長代理	
第2号	高 橋 邦 彰	(福) からし種の会 緑の牧場学園 施設長	佐久圏域代表
	原 恵	上田市障がい者支援課 課長補佐	上小圏域代表 (行政)
	林 敏 彦	(福) この街福祉会 理事長	諏訪圏域代表
	増 田 佳 奈 江	上伊那圏域障がい者総合支援センター 所長	上伊那圏域代表
	乾 徳 彦	南信州広域連合地域医療福祉連携課 課長	飯伊圏域代表 (行政)
	佐 野 学	上松町住民福祉課 課長	木曽圏域代表 (行政)
	藤 森 あ づ さ	塩尻市福祉支援課 課長	松本圏域代表 (行政)
	太 田 浩 司	大町市民生部福祉課 課長	大北圏域代表 (行政)
	高 野 晃 弘	長野市保健福祉部障害福祉課 課長 長野市障害ふくしネット 会長代理	長野圏域 (長野市) 代表
	山 崎 文 英	飯山市民生部保健福祉課 課長	北信圏域代表 (行政)
第3号	西 村 昭 太	NPO法人ケ・セラ 理事長	公募
	一ノ瀬 晴 香	長野県医療的ケア児等支援センター 助産師・保健師・看護師	
	本 田 秀 夫	信州大学医学部子どものこころの発達医学教室 教授	有識者
	長 峰 夏 樹	長野県社会福祉協議会 まちづくりボランティアセンター 所長	
	小 林 広 美	中野市地域包括支援センター 北信総合病院 管理者	
	上 野 隆 一	(一社) しょう 事業部長	
	関 谷 真	(特非) 須高地域総合支援センター 所長	
	臼 井 尚 子	(福) 信濃友愛会 障がい者相談支援センターあいほっと 主任相談支援専門員	
	邊 田 卓 馬	(福) 高水福祉会 北信圏域障がい者総合支援センター 療育コーディネーター	
	宮 内 宏	(一社) 地の会 管理者	
	春 日 聡	(同) KASUGA 相談支援事業所naKara 相談支援専門員	
	勝 又 小 百 合	(福) りんどう信濃会喬木悠生寮 相談支援専門員	

長野県自立支援協議会 幹事名簿

(敬称略)

所属	職	氏名
県民文化部 次世代サポート課	課長	馬場 武親
健康福祉部 地域福祉課	課長	百瀬 聡美
健康福祉部 疾病・感染症対策課	課長	鈴木 三千穂
産業労働部 労働雇用課	課長	中嶋 大輔
教育委員会事務局 特別支援教育課	課長	神津 公洋
健康福祉部 障がい者支援課	課長	藤木 秀明

長野県附属機関条例

令和2年3月19日 条例第3号

改正：令和3年3月25日条例第3号、令和5年12月25日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担任事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

※中略

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
※中略				
長野県発達障がい者支援対策協議会	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する者	17人以内	3年
※中略				
長野県障がい者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
※中略				
長野県自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する者	35人以内	2年

長野県自立支援協議会設置要綱

令和2年9月1日2障第453号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「条例」という。）第2条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場とする。

(任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

(委員)

第4条 委員の構成について、条例第3条別表第3欄により、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) その他協議会の目的のため必要な者

(再任)

第5条 委員の再任は、妨げない。

(運営委員会)

第6条 協議会には、業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、協議会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(専門部会)

第7条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するために専門部会を置くことができる。

2 各専門部会長は、協議会において選出された者とする。

3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。

4 専門部会は、部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキングチームを置くことができる。

(各種会議)

第9条 協議会は、本要綱第5条から第7条に規定するほか、本要綱第3条の各号について協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(幹事)

第10条 協議会の幹事は、健康福祉部障がい者支援課及び関係行政機関とする。幹事は協議会の所掌事務について委員等を補佐する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

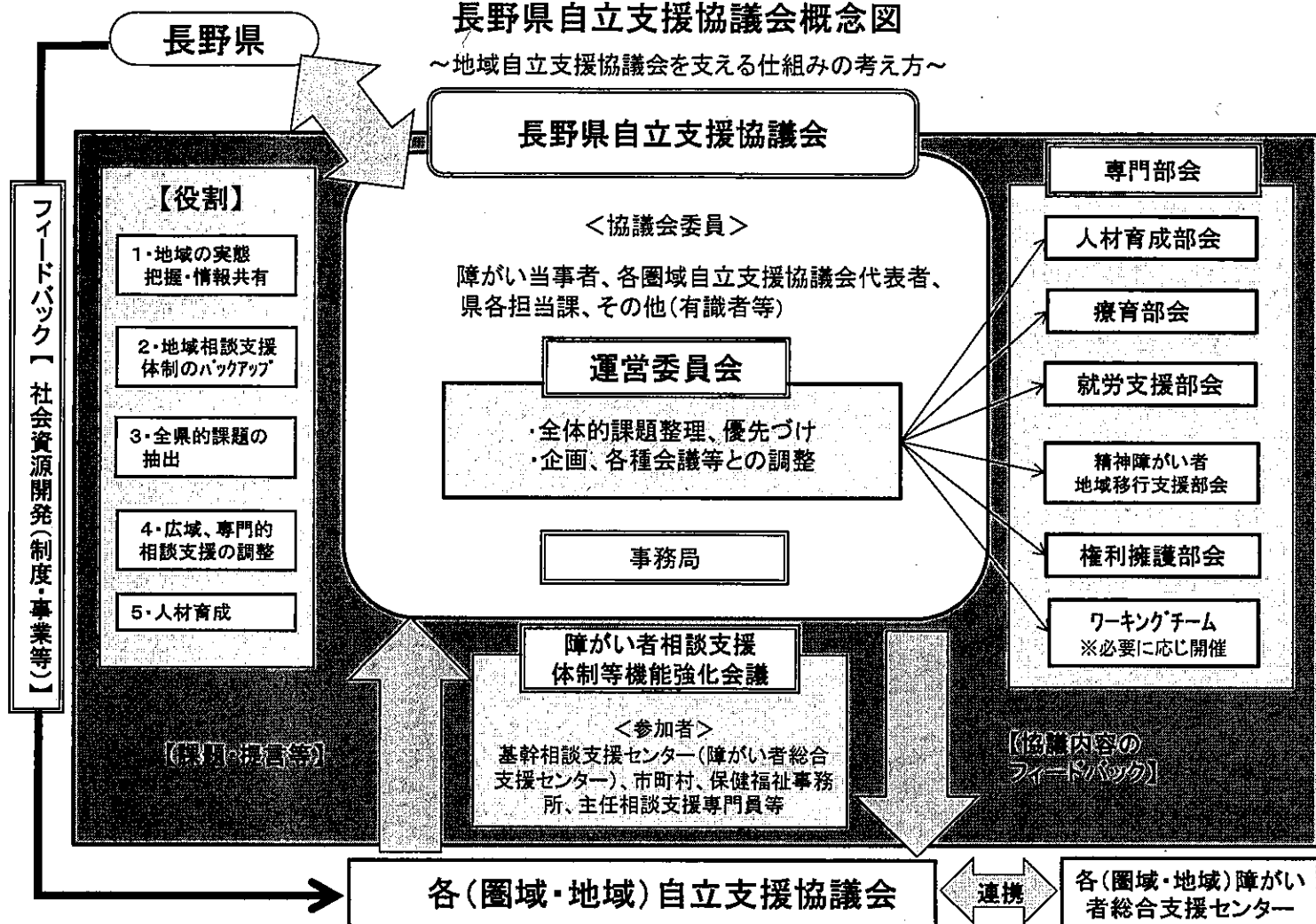
附 則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。

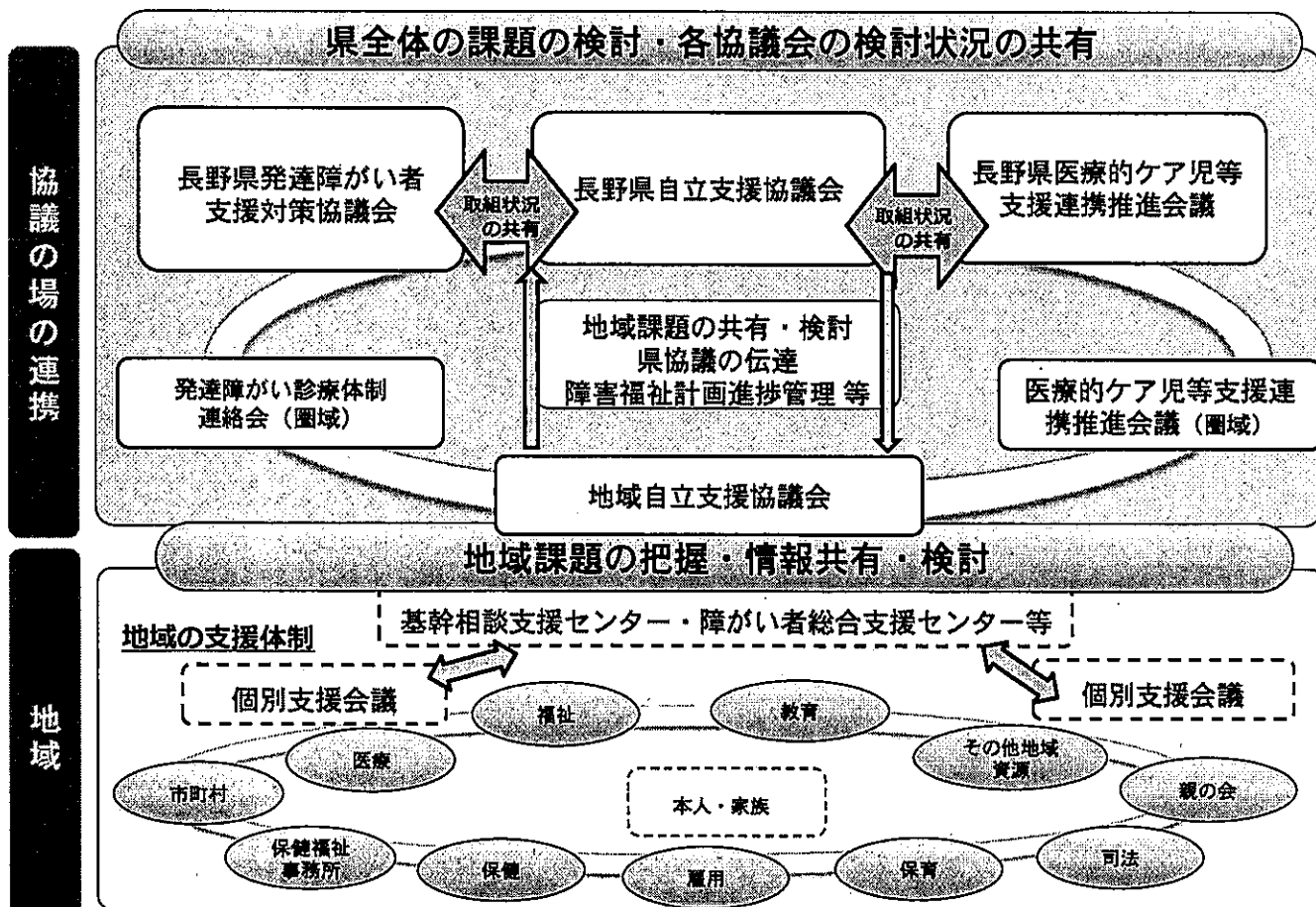
長野県

長野県自立支援協議会概念図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～



相談支援体制に係る協議の場の連携



各地域(圏域)の自立支援協議会から県自立支援協議会へ提出された課題の検討スケジュール

(新年度)

(初年度)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
圏域の自立支援協議会	部会			課題の把握											
	全体会							部会から提出された課題の協議							
	事務局						県自立支援協議会への提出期限(11月30日)								
県自立支援協議会	運営委員会									課題の整理、検討		共有、助言、情報提供、部会検討等	具体化に向けた検討		
	専門部会														
	全体会											第3回		第1回	
												運営委員会案の提出			課題に対する取組方針等の報告
	事務局									課題の受理・運営委員会に議題提案			関係機関への要望、要望のあった事務処理要領等の作成、施策化に向けた関係機関との調整		

県自立支援協議会 課題提出様式(案)

提出日: _____
圏域(地域)名: _____

地域協議会での協議の経過			提出課題
提出部会			-課題の概要(課題の背景や考えられる圏域の状況)
地域協議会の部会での調査、検討等の経過と内容			
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
↓			
全体会(地域協議会・本会)での報告、検討等の経過と内容			-長野県(全圏域)で考えるポイント
年	月		
年	月		
年	月		
全体会(地域協議会・本会)での長野県協議会への意見のまとめ			

※ 適宜行は増やして使用してください。

専門部会等の活動計画等について

令和7年度 運営委員会 事業計画（案）

1. 今年度の目的

下記のビジョンに沿って、各地域の障がい者相談支援体制及び障害福祉サービスの整備及び質の向上を図るため、各地域の基幹センター設置推進、相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ《人材育成、療育、就労、地域移行、権利擁護、事務局体制、福祉計画策定等》ごとに地域の課題を把握・整理しながら協議及び情報交換を機能強化会議等にて行う。

令和6年度から8年度までの運営委員会のビジョン

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進（進捗管理・検証・計画）

- ・地域生活支援拠点等の機能強化
- ・重度障がい児者の支援（実践報告、圏域の福祉計画の進捗の共有の機会の企画）
- ・地域協議会の運営の後方支援

2. 今年度の取組（予定）

- ① 各圏域の第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の推進の後方支援
- ② 各地域の相談支援体制強化のための人材育成の促進（人材育成部会との協働会議の実施）
- ③ 地域生活支援拠点等の活動の推進
- ④ 各圏域における就労選択支援の取組に対する后方支援

3. 開催日程・取組内容等

運営委員会（月1回定例）

- ・年間3回（予定）の長野県自立支援協議会（本会）の企画及び運営
- ・年間3回（予定）の障がい者相談支援体制等機能強化会議の企画及び運営
- ・自立支援協議会フォーラムの企画及び運営
- ・人材育成部会との協働による、圏域（地域）における相談支援専門員を支え、育てる体制整備の充実、強化に向けた取組の企画。
- ・障害福祉サービス従事者人材ビジョン（仮称）についての検討。
- ・圏域（地域）自立支援協議会からの課題の集約及び整理。

障がい者相談支援体制等機能強化会議の予定（年間3回予定）

- ・第1回 令和7年5月20日（火） 県庁講堂
テーマ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、本年度の推進テーマを明確化する」
- ・第2回 令和7年7月22日（火）
テーマ（予定） 相談支援体制の強化（相談支援従事者指導者養成研修の復命を含む）
- ・第3回 令和8年1月予定
テーマ（予定） 地域生活支援拠点等の強化

自立支援協議会フォーラムの予定

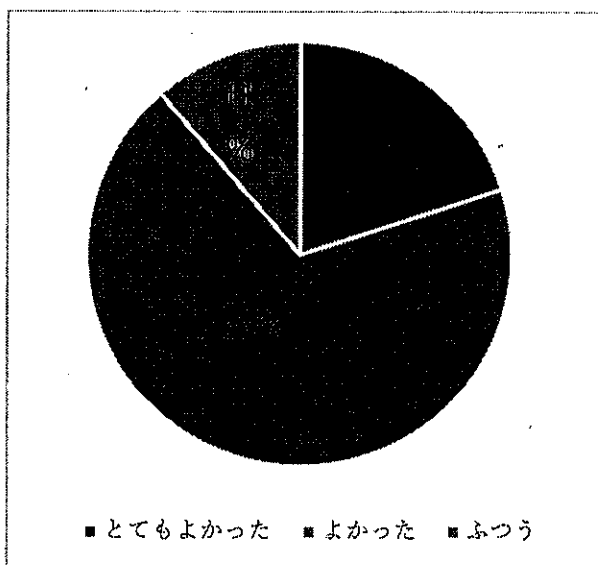
- ・令和7年10月8日（水） 県総合教育センター（塩尻市）予定

令和7年度第1回障がい者相談支援体制等機能強化会議 参加者アンケート集計結果

各圏域（地域）協議会から5名までの参加を受付け、集合形式で開催。

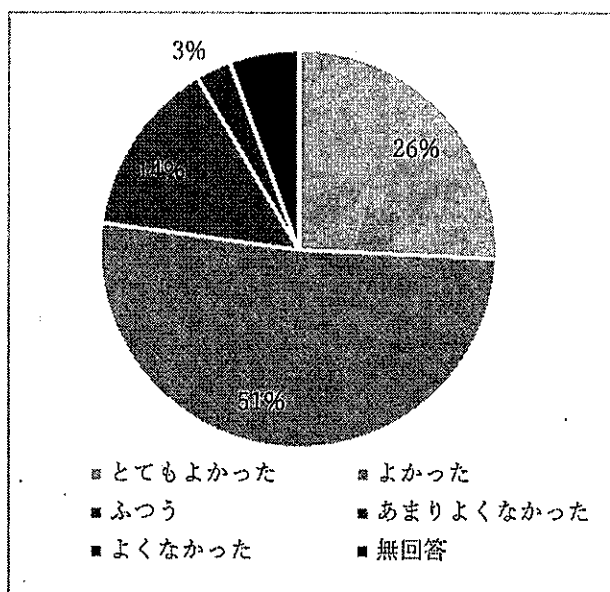
各圏域（地域）から80名が参加（アンケート回収数 35件）。

会議事項（1）「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえ、本年度の推進テーマを明確化する」の内容はいかがでしたか。



- ・新たな取組のことをやっていただけたので確認もでき、よかった。
- ・圏域の部会などでも課題としてあがっている、就労選択支援や地域移行について情報提供いただけて勉強になった。
- ・報酬改定を踏まえ、また障害福祉計画の見直し作成に向けて共通認識を持てた。
- ・地域でも取組が必要になっている事案について理解が深まった。
- ・圏域ごとの進捗がよく分かった。

会議事項（2）「圏域（地域）ごとの意見交換」の内容はいかがでしたか。



- ・他圏域との交流や情報共有の機会になった。
- ・他圏域の状況がわかり、情報交換ができてよかった。
- ・他地域のお話を聞かせていただき参考になります。他の圏域さんが頑張っているのを聞くと頑張ろう！と思います。
- ・同圏域ごとの情報交換を遠方で行う意義を理解しにくかったです。

→県協議会では新しい取組について各圏域（地域）での進捗の後方支援についても推進しているところです。

質問事項

地域移行等意向確認体制未整備減算の5単位/日×利用者数？事業所？

意向確認の頻度は？グループホーム等見学、地域活動へ参加の回数の目安は？

○施設入所支援サービス費

[illegible]

第3章 意向確認に必要な体制の整備

本章では、地域移行等に関する意向確認を進めるための土台として必要な体制整備について、次のステップに沿って説明します。前章の関係機関とも連携しながら体制を整え、入所者の意向確認を進めていきましょう。

地域移行等意向
確認担当者の選任

環境整備

支援チームの
組成

事前打合せ・
情報の整理

意向確認のための
会議の開催

モニタリングと
計画の見直し

1. 基準に沿った準備

(1) 地域移行等意向確認担当者の選任

令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化される〈地域移行等意向確認担当者の選任等〉について、国の基準では次のように記載されています。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十四条の三 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十三条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号)

(20) 地域移行等意向確認担当者の選任等(基準第24条の3)

① 地域移行等意向確認等について

地域移行等意向確認等については、地域移行等意向確認担当者が中心となって、少なくとも16月に1回以上は行うことが望ましい。

② 地域移行等意向確認担当者について

地域移行等意向確認担当者は、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う役割を担うサービス管理責任者、又は地域における相談支援体制や障害福祉サービス提供体制等について知識を有する者を選任することが望ましい。

③ 地域移行等意向確認等に関する指針について

地域移行等意向確認等に関する指針については、以下の内容を定めることが望ましい。なお、令和6年度中に指針の策定に係るマニュアルを作成予定である。

ア 地域移行等意向確認等の時期

イ 地域移行等意向確認担当者の選任方法

ウ 地域移行等意向確認等の実施方法及び実施体制

エ 地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援の内容

オ 地域の連携機関

④ 地域移行等意向確認担当者の選任等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第17号)附則第2条第2項において、2年間の経過措置を設けており、令和8年3月31日までの間は、努力義務とされている。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成19年1月26日障害第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

地域連携推進会議の4つの目的について、少し詳しく説明します。

① 利用者・地域との関係づくり

施設等の利用者が地域の一員として生活を送るためには、利用者と地域との関係づくりが重要です。会議や構成員による施設等への訪問を通じて、利用者と地域の人の顔の見える関係を構築することで、日頃からお互いに声を掛け合えたり、利用者が地域行事に参加しやすかったりするような、利用者が地域の中でより良い生活を送るための関係づくりを目指します。

(2) 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進

地域連携推進会議は、その名称からもわかるように、会議の開催や会議の構成員による施設等への訪問を実施することにより、地域に開かれた施設等になることを目指す会議体です。地域に開かれた施設等となることで、施設等や障害のある方の施設等での生活に対する理解を促進するとともに、施設等やその職員と地域の人との繋がりがづくりを推進することを目的としています。

また、施設等の職員が地域の人を知るきっかけにもなり、施設等と地域の人の双方向による理解醸成が図られます。こうして地域との連携が深まることで、地域での事業運営がしやすくなり、効果的な事業運営に繋がることが期待されます。

(3) 施設等やサービスの透明性・質の確保

障害福祉サービスの質の確保・向上については、従来から重要な課題として様々な議論がなされてきました。基本的には、人員、設備及び運営に関する基準において、質が担保されている一方、サービス類型ごとに異なる質の向上の取組みがなされています。例えば、児童発達支援や放課後等デイサービスについては、支援の質の向上を図るため、独自のガイドラインが策定されています。また、日中サービス支援型のグループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図るため、(自立支援)協議会に対し定期的に事業の実施状況を報告し、評価を受けるとともに、当該協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされています。

通所系のサービスと比較すると、外部の目が入りにくくなりがちな施設等を運営する事業者についても、地域に開くことにより施設等の運営やサービスの透明性を確保するため、地域の関係者等を含めた構成員による地域連携推進会議の開催及び当該構成員が地域連携推進員として施設等を訪問する仕組みの構築が重要となります。

(4) 利用者の権利擁護

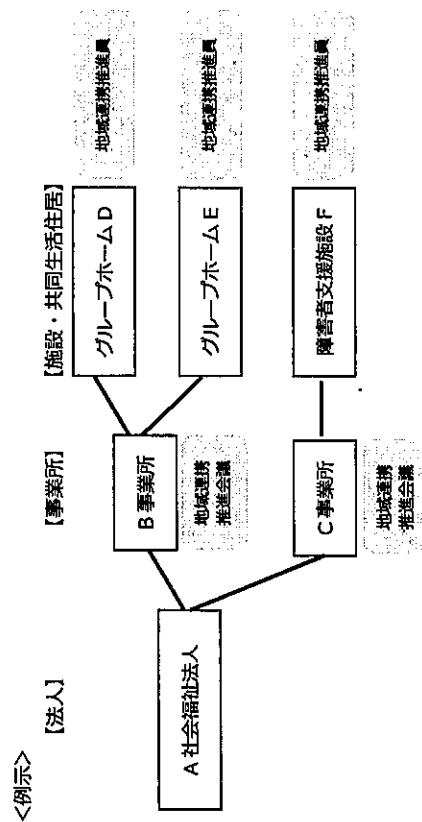
施設等では、利用者が障害により言葉で意見を伝えることが難しい場合も多いため、利用者の思いがサービスに活かされているか、利用者が希望する生活を送ることができているかなど、会議の中で話し合われることが重要です。なお、意見表出そのものが難しい利用者に対して、施設等側としても利用者の意思決定支援にどのように取り組んでいるか等を、地域の人に伝える良い機会にもなります。

地域連携推進会議の手引き

4. 会議の開催頻度・設置主体

地域連携推進会議の開催については、施設等の負担を考慮しつつ、目的を達成するための回数として、最低でも施設等内での会議を年1回以上、施設等への訪問を年1回以上実施することが必要である。ただし、グループホームは、施設内での会議開催が建物の空間的な都合で難しい場合があるため、グループホーム外の会議室等で開催することも可能です。また、会議は対面実施、訪問は施設等への現地訪問を原則としつつ、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能です。一方で、会議の参加や施設等の訪問により、施設等の利用者、職員との関わりを深めていくことが重要であることから、全員がオンラインによる参加ではなく、必ず実際に施設等を訪問する構成員がいることが望まれます。

地域連携推進会議の設置は、指定を受けた事業所単位となります。会議の開催は、指定を受けた事業所単位で開催することが基本ですが、グループホームにおいて当該事業所が複数の共同生活住居を設置している場合に、全ての共同生活住居に外部の目を入れ、透明性を確保することが必要です。このため、事業所において、複数の共同生活住居を配置している場合は、その共同生活住居ごとに年1回以上、地域連携推進員が訪問する機会を提供しなくてはならない。以下に例を示します。



上記の例示では、B 事業所、C 事業所が地域連携推進会議を設置し、B 事業所、C 事業所ごとに年1回以上会議を開催することとなります。一方、地域連携推進員による訪問は、グループホームの場合、共同生活住居単位となることから、グループホームD、グループホームE それぞれに年1回以上行われることが必要です。つまり、B 事業所は、会議を年1回以上開催し、訪問を年2回（2か所）以上受け入れる必要があります。

一つの事業所において複数の共同生活住居を運営している場合には、共同生活住居の数だけ、訪問を受け入れることとなります。各地域連携推進員は、年に1回以上いずれかの共同生活住居への訪問を行っていただくことが必要です。

ただし、地域連携推進員が施設等の利用者であり状態像等により訪問が困難な場合、一つの事業所で数か所の共同生活住居を運営している場合、地域連携推進員の日程確保が困難な場合においては、全ての地域連携推進員が訪問できないことや、一人の地域連携推進員が複数の共同生活住居を訪問する必要があることも考えられます。その際は、施設等と各地域連携推進員との調整により、地域連携推進員の訪問回数等について柔軟に決めることも可能です。

令和7年度 長野県自立支援協議会 人材育成部会計画(案)

[1] 目的

地域で障がい児者を支える支援者の質の向上を図るため、県内各圏域にて支援者人材育成の中核を担う人たちが集まり、それぞれの地域の課題を確認、整理しながら、人材育成体制・研修体制の在り方について協議し、各圏域及び県全体の人材育成体制を向上させることを目的とする。

[2] 本年度のねらい(令和7年度)

「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」に基づき、障がいのある方々がご本人の望む暮らしの実現に向けた相談支援の提供、また「安心して暮らせる地域づくり」を担う人材を育てることを目標にする。昨年度からの継続的な課題として、下記の項目を中心に取り組んでいく

(1) 障害福祉計画の推進(相談支援の質の向上)

- ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実践促進(PDCA サイクル)
- ・基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の充実
(令和6年度報酬改定をふまえた相談支援体制整備について)
- ・主任相談支援専門員の役割と各圏域の活動状況の共有

(2) 人材ビジョンの活用

- ・「長野県障がい者相談支援従事者人材ビジョン」の活用により、相談体制を更に進めていく。
- ・主任の活躍する場として、地域 OJT 活動の定着を図る。
(モニタリング検証の仕組みの構築も主任の活躍を期待する場面となる)

(3) 相談支援従事者養成研修との連携

- ・法定研修と地域の人材育成の連携について
法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制の構築
運営委員会との方針共有

法定研修と地域の体制づくりはリンクするため、人材育成部会と長野県相談支援専門員協会(法定研修指定事業者)、国研修参加者の協働を継続していく。

[3] 開催日程、内容等(令和7年度)

	日程	テーマ
第1回	5月 14 日 (水)	・今年度の部会の取組について ・令和7年度相談支援従事者指導者養成研修の予定について ・国研修の受講推薦について(方針等確認) ・法定研修の内容及び獲得目標等の理解の再共有と連動した実習体制について確認
第2回	7月 22 日 (火)	〈機能強化会議と合同・集合開催〉@長野県総合教育センター ・相談支援従事者指導者養成研修の復命(4コース) テーマは運営委員会の協議により決定するが、地域の相談支援体制の

		強化に向けたものになる見込み。 →ねらいの(2)を踏まえてOJT体制(モニタリング検証の仕組みの構築)の整備や工夫を踏まえた報告の方向性。 ・「地域の OJT 体制」のアクションについて(初任者・現任研修の実習との連動性を含む)の状況共有 ※主任研修についての案内 推薦予定人数調査→お盆明け頃メールによる調査を予定
第3回	9月10日	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の進捗確認(相談支援)体制整備の進捗及び状況の共有 →計画にそって実行できていること、実行が難しいこと、難しい場合の要因等の分析についての共有
第4回	12月22日	・相談支援従事者初任者・現任研修 各圏域の実習体制について ・モニタリング検証と地域 OJT の体制整備(令和7年度の到達状況)の情報共有
第5回	2月12日	・次年度に向けて ・まとめ

令和7年度 長野県自立支援協議会療育部会計画(案)

[1] 目的

各圏域の課題を吸い上げ、圏域及び全県の療育支援体制について協議し、障がいのある子どもとその家族が地域で安心して生活を送ることができる支援体制の強化を目指す。

【重点項目】

- ①「本人(子ども)中心支援」「家族(親・きょうだい)支援」
- ②インクルージョンの推進
- ③ライフステージに応じた途切れない支援の提供
- ④療育に係る福祉・保健・医療・保育・教育・就労等、関係分野との連携強化
- ⑤障がい児等の支援体制に係る協議の場の連携

[2] 本年度の狙い

- (1) 当事者・家族が早期から身近な地域で相談、適切な療育等が受けられる体制のより一層の充実を図る。
- (2) 社会資源の現状把握を行い、課題への対応策の検討や好事例等の共有を通じ、圏域療育部会の協議の促進等機能強化を図る。
- (3) 第3期障害児福祉計画の成果目標に関する地域の取組状況の共有を行う。
- (4) 発達障がい児者(※診断のない場合も含む)や医療的ケア児者の協議の場である「長野県発達障がい者支援対策協議会」「長野県医療的ケア児支援連携推進会議」と連動し、関係機関との連携を図る。

[3] 部会参加者

各圏域の自立支援協議会の代表者である療育コーディネーター等、各圏域の療育(こども)部会の代表者を中心とし、必要に応じて、教育、医療、保健福祉事務所等の関係機関や関係者(発達障がいサポートマネージャー、療法士、心理、障がい児相談)の参加を図る。

[4] 開催日程・内容等

	日程	テーマ
第1回	5/15(木) 10:00~12:00	・本年度の部会について ・各圏域部会の今年度の取組について(情報交換)
第2回	8/25(月) 13:00~16:00 集合(県庁)	(前半:連絡会) ・各圏域の社会資源の現状把握の方法等について
第3回	11/20(木) 13:30~15:30 オンライン	・上記で把握した現状及び課題への対応策等に関する検討、 圏域療育部会へのフィードバック等について
第4回	2/9(月) 13:00~16:00 オンライン	(前半:連絡会) ・1年間のまとめ

令和7年度 長野県自立支援協議会 就労支援部会 事業計画(案)

[1] 目的

- (1) 長野県の障がい者の一般就労等雇用の促進（短期トレーニング事業の利用推進）
- (2) 福祉施設（就労移行・継続A型・B型）と労働雇用関係機関、教育部門との連携強化
- (3) 支援者の資質向上に向けた研修会の実施
- (4) 長野県内の圏域部会活動の活性化

[2] 本年度の狙い

(1) 研修事業

障がい者の更なる就労促進に取り組むため、各地域の課題を抽出し、就労支援に係る支援力向上のための、人材育成に特化した研修会※を開催する。

※各圏域代表による実践発表を通じて、就労選択支援事業の効果的な取組について学び、就労面からの意思決定支援と地域作りの両面を考察する。学生の研修会参加促進のため、昨年度に引き続き、長野大学にて開催予定。

(2) 連携支援事業

長野県内の各圏域就労支援部会の活動等について情報共有を行うとともに、圏域福祉計画の進捗管理、共有を行う中で、関係者間の更なる充実を図る。

(3) 人材確保、育成事業

就労支援に関わる人材確保、育成について、各圏域の現状や取組状況等を共有し、課題解決に向けた糸口を掴む。また必要に応じて県人材育成部会へ協力を仰ぐ。

[3] 日程及び内容

月	運営委員会の内容 (部会長、副部会長、事務局が 部会開催前に実施)	部会開催日	部会の内容
5～8	今年度部会の事業計画、開催日程の調整、研修について	5/13 (火)	事業計画、R7部会構成の検討
		7/16 (水)	圏域間の情報共有等、研修準備
9～12	事業進捗状況共有、修正	9/29 (月)	研修(終日)
		12/10 (水)	圏域間の情報共有等
12～3	事業評価	1/28 (水)	圏域間の情報共有等
		3/4 (水)	総括

[4] 「就労アセスメント分科会」について

- ・障害者総合支援法の改正により、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」が令和7年10月に制度化されることから、教育分野も含めた関係者を参集した分科会を令和5年度に設置。令和6年度はモデル的にアセスメントを実施し、課題の早期把握、共有と改善に向けた取組を行った。令和7年度は就労選択支援の開始に向けて、各圏域における取組状況及び進捗状況を把握し、共有する。
- ・分科会長は就労支援部会長とし、構成員は就労支援部会運営委員、県教委特別支援教育課担当者並びに特別支援学校進路指導主事とする。
- ・年3回開催予定。

(参考)

障がい者短期トレーニング促進事業 令和6年度実績 のべ 489 件
(令和5年度実績 のべ 436 件)

令和7年度 長野県自立支援協議会 就労支援部会

就労アセスメント分科会事業計画(案)

[1] 分科会の目的

- ①長野県の障がい者の就労支援促進のための課題把握
- ②自己決定を促すために必要な対象者（障がい者）への情報提供方法の検討
- ③相談支援専門員との更なる連携強化
- ④アセスメント実施体制の継続的かつ有効的な活用方法の検討

[2] 今年度のねらい

・地域課題の把握・情報提供

障害者総合支援法の改正により、「就労アセスメント」の手法を活用した支援が制度化される（令和7年10月施行）。令和6年度はモデル的にアセスメントを実施し、課題の早期把握、共有と改善に向けた取組を行った。令和7年度は、就労選択支援事業に関する各圏域における取組状況及び進捗状況を把握・共有するほか、効果的な就労選択支援事業の実施に関する検証を行う。

また、アセスメント施策の過渡期でもあることから、特に関わりの深い教育分野との関わりを密にし、課題の把握及び情報交換等を行い、新制度創設に備えた協議等を行う。

[3] 日程及び内容

月	運営委員会の内容 (部会長、副部会長、事務局が 部会開催前に実施)	分科会開催日	分科会の内容
5～8	昨年度の振り返り、今年度の事業計画及び開催日程について	7/16(水)	福祉分野、教育分野双方における課題と地域課題の共有 分科会の目的の共有
9～11	進捗状況共有	12/10(水)	事業実施準備状況の共有
12～3	事業評価	3/4(水)	事業実施における地域アセスメント体制の確認、評価

*就労選択支援における従事者人員配置・要件について、就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了を必要（令和9年度末までは障害者職業センター主催の基礎的研修と同等の研修）とされていることから、必要な情報等を把握、整理する中で、県就労支援部会と協働で圏域就労支援部会へ情報発信を行う。また、必要に応じて就労アセスメント体制強化事業における研修への参加を促す。

[4] 分科会長・構成員

(分科会長) 就労支援部会長

(構成員) 就労支援部会運営委員、特別支援教育課、
特別支援学校進路指導主事（稲荷山養護、上田養護、安曇養護、伊那養護）、（特非）日本相談支援専門員協会政策委員

[1] 今年度の狙い

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業に取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

[2] 取組状況

<地域移行支援部会>

・第1回 5月21日(火)【書面】

今年度の部会計画について共有した。

・第2回 9月11日(水)

今年度の県及び各圏域の取組状況について共有した。各圏域の課題等について、各分野から現状の共有および意見交換を行った。

今年度開始予定の県事業(入院者訪問支援事業、障がい者ピアサポート研修)について情報共有し、併せて懸念事項等の意見交換を行った。

・第3回 3月19日(水)

今年度の各圏域の活動状況の確認・共有・検討を行った。ピアサポーター活動の課題(高齢化や活動の場が近くにない等)や工夫している点、入院患者の高齢化や総合病院での精神科医療の現状等について意見交換を実施したほか、入院者訪問支援事業に関する情報交換を行った。

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議>

・第1回 7月22日(月)

今年度の県の精神障がい者地域生活支援事業の内容説明を行い、各圏域における今年度の取組状況等を確認した。主にピアサポーターの活動の場、人材育成、医療機関との連携、居住支援等について課題がある圏域が多くあり、情報交換や好事例の共有等を行った。

・第2回 2月18日(火)

各圏域における今年度の取組状況の報告および情報交換・意見交換を行った。意見交換のテーマとして、ピアサポーターの育成・支援体制の構築、住居確保の課題、移動支援の課題等が挙げられ、各圏域の現状や取組の中で工夫している事項等を共有した。

入院者訪問支援事業の概要や進捗状況、今後の事業の展開についての説明を行った。

[3] 成果

部会およびコーディネーター等連絡会議を計4回開催し、情報共有・意見交換を行った。他機関や他圏域の現状や課題、工夫点や特徴などを共有したことで、今後の取組に向けた方向性を確認することができた。

[4] 来年度に向けて

・各圏域の取組状況の確認

・各圏域で課題となっている事項に関する協議、意見交換

令和7年度 長野県自立支援協議会精神障がい者地域移行支援部会計画(案)

【部会の目的】

精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で医療、福祉等の支援を行うという観点から、入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援体制の整備等に取り組む。

長野県障がい者プラン 2024(第7期障害福祉計画) ※現状は、公表されている最新の値

項 目	現状※	目標 2026 年度
入院後、3か月時点の退院率	69.5% (2021 年度)	68.9%以上
入院後、6か月時点の退院率	83.6% (2021 年度)	84.5%以上
入院後、1年時点の退院率	90.2% (2021 年度)	91.0%以上
入院期間が1年以上である長期入院患者数	2,168 人 (2024 年度)	1,927 人
精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	323.9 日 (2022 年度)	325.3 日以上

【本年度のねらい】

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について関係者が理解を深め、情報共有を図ることにより各圏域における地域移行・地域定着体制の強化に取り組むとともに、継続して事業に取り組める体制づくりのために、各分野の取組の工夫を共有する。

<地域移行支援部会>

- 1 精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議での各圏域の課題等について共有し、検討を加えてフィードバックをする等、部会と連絡会議が有効に機能できる体制とする。
- 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、長期入院、高齢化等の課題について整理し協議を行う。
- 3 第7期障害福祉計画において、国の指針を踏まえた県の進捗状況について確認及び検討する。

<精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議>

- 1 連絡会議で他圏域の取組状況等の情報を得たり、事例を学んだり検討することで、県内全体の地域生活支援に関する関係者の資質の向上を図る。
- 2 精神障がい者の地域移行、地域の支援体制、ピアサポートの活用等について情報共有し、課題等の検討を深める。

【日程及び内容】

<地域移行支援部会> 年3回程度

第1回 令和7年5月【書面開催】 内容:部会長・部会員の交代について、今年度の活動方針

- 第2回 令和7年8月頃 内容:精神障がい者地域生活支援事業の計画、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた課題整理及び活動状況確認、第7期障害福祉計画について等
- 第3回 令和8年2月中旬頃 内容:課題の整理、事業評価、第7期障害福祉計画の進捗状況確認等
- <精神障がい者地域生活支援コーディネーター等連絡会議> 年2回程度
- 第1回 令和7年7月頃 内容:各圏域の令和7年度の取組等について情報共有
- 第2回 令和8年1月下旬 内容:1年間のまとめ及び次年度に向けて

令和7年度 長野県自立支援協議会権利擁護部会計画(案)

[1] 部会の目的

障害者虐待防止及び障害者差別解消に関する各圏域の協議会活動への応援部会とする。

[2] 本年度のねらい

- (1) 虐待防止を含む権利擁護の視点から、各圏域の意思決定支援の取組状況について情報共有を行う。
- (2) 虐待防止に関する取組状況の情報共有及び県障がい者虐待防止・権利擁護研修への協力を行う。
- (3) 差別解消地域協議会等差別解消法に係わる取組状況の情報共有を行う。
- (4) その他、各圏域から提出された権利擁護に関する課題の検討及び好事例の共有を行う。

[3] 日程及び内容

第1回 令和7年5月22日(木) Web 会議

各圏域権利擁護部会の令和6年度活動状況報告
令和6年度県権利擁護部会計画について
令和6年度障がい者虐待防止・権利擁護研修の実績報告

第2回 令和7年7月31日(木) Web 会議

各圏域の令和7年度活動計画
各圏域における意思決定支援の取組状況に関する情報共有
令和7年度障がい者虐待防止・権利擁護研修について

第3回 令和7年10月9日(木) 集合開催

令和7年度障がい者虐待防止・権利擁護研修について
差別解消に関する情報提供及び情報交換

第4回 令和7年1月22日(木) Web 会議

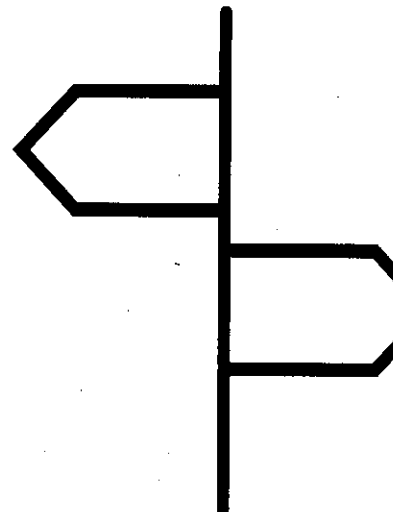
虐待防止に関する情報提供及び情報交換
令和7年度のまとめ

その他

- 長野県医療的ケア児等支援連携推進会議からの情報提供
- 発達障がい者支援対策協議会からの情報提供
- 「わかさぼ Base 信州地域養護若者サポート拠点」について
- 罪を犯してしまった障がい者・高齢者の支援について
- 強度行動障がいのある方への集中的支援について
- 長野県自立支援協議会 開催予定日について

医療的ケア児等支援センター 令和6年度の活動報告と 令和7年度の取組について

長野県医療的ケア児等支援センター
副センター長 亀井智泉



R6年度 医療的ケア児等支援センターの実績

相談対応(新規相談件数)

相談内容	R4年度	R5年度	R6年度
保育所・学校の体制整備	23	30	52
制度や事業に関すること	17	26	38
圏域・職種間の連携体制	14	2	0
レスパイトに関すること	13	0	3
困難事例に関すること	13	11	15
長野県の情報が欲しい	13	9	3
災害対策	12	8	12
関係機関との連携	10	12	6
看護師確保	9	4	1
看護指示書取得について	8	6	2
傾聴してほしい	6	3	1
医ケアCoの配置・業務	5	0	5
卒業後の居場所	4	4	5
その他	34	10	8
	181	125	151

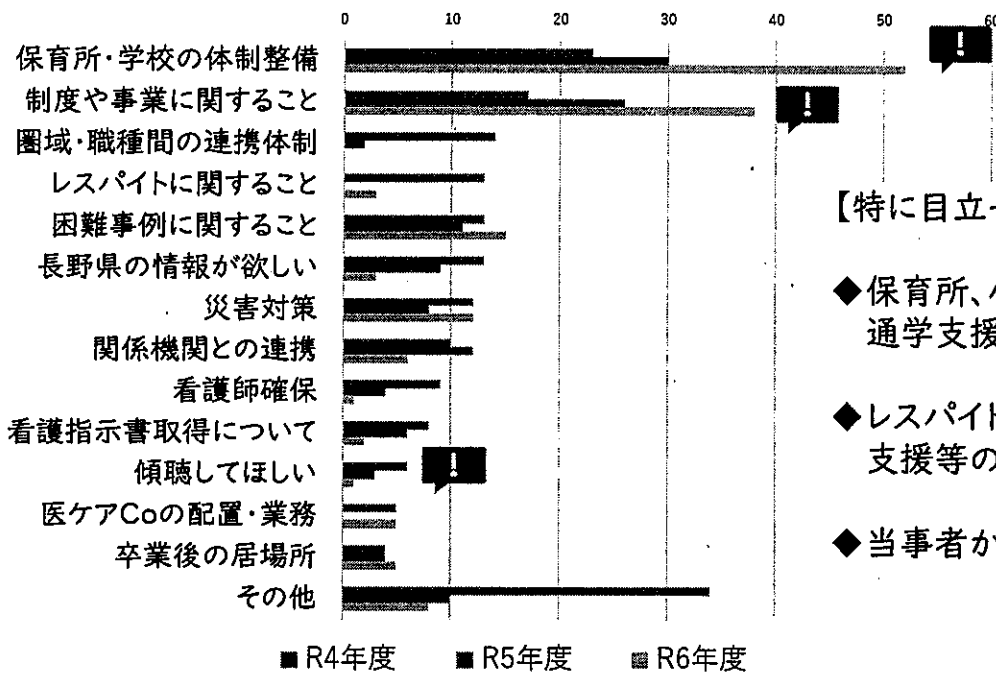
アウトリーチ

行先	R4年度	R5年度	R6年度
行政(教委含)	9	5	25
学校・保育所	24	29	20
事業所	13	6	13
協議の場	47	43	24
ケース会議・家族会	12	8	18
研修・講演	36	29	30
その他	14	11	23

人材育成

医療的ケア児等支援人材育成研修	42名
医療的ケア児等コーディネーター研修	79名修了
支援スキルアップ研修	131名
地域の要請による研修	80名受講
シンポジウム	94名

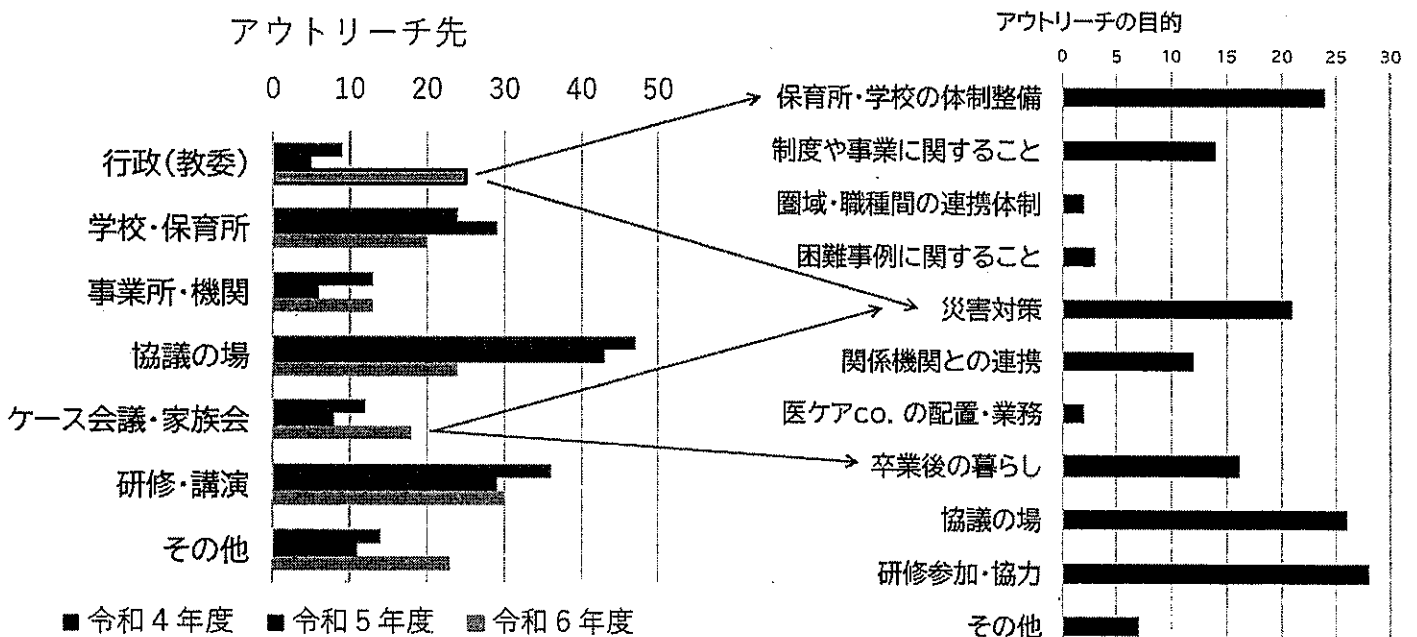
【相談対応の変化】



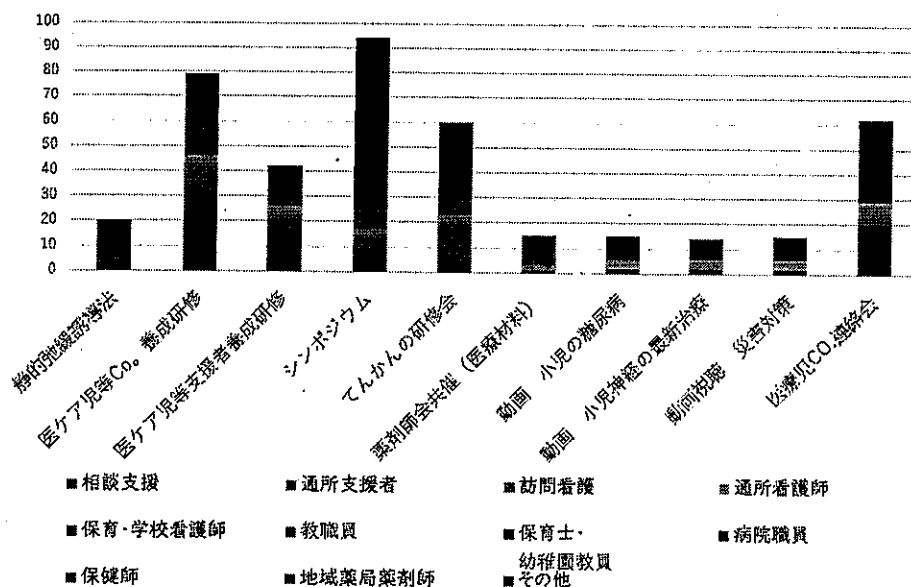
【特に目立った相談、傾向】

- ◆ 保育所、小中学校の受け入れ態勢、通学支援、校外学習の体制の相談
- ◆ レスパイト事業所の立ち上げ、就労支援等の制度活用の相談
- ◆ 当事者からの相談は激減した

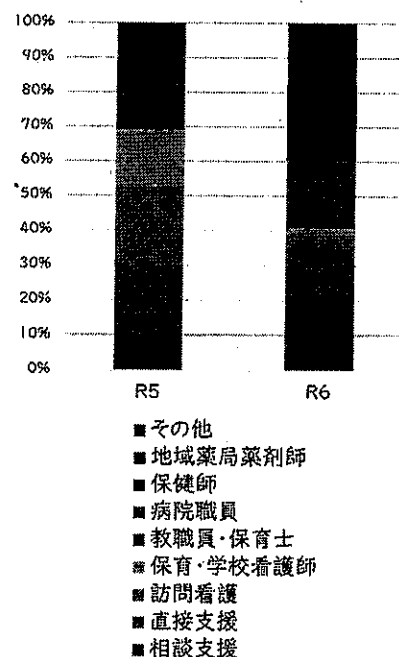
【アウトリーチ】 令和4年度 155回 令和5年度 131回 令和6年度 155回



「多職種連携」の進化 : 研修受講者の多職種・多機関化



研修受講者職種年度比較 R5/R6



多職種連携の進化、変化の要因

①災害対策の深化

- 県の「医療的ケア児等の個別避難計画作成支援事業」
- 長野市、松本市等での福祉避難所確保、避難訓練の実施
- 長野県社会福祉協議会によるPHVによる電源確保推進

②卒業後の暮らしの支援の具体化

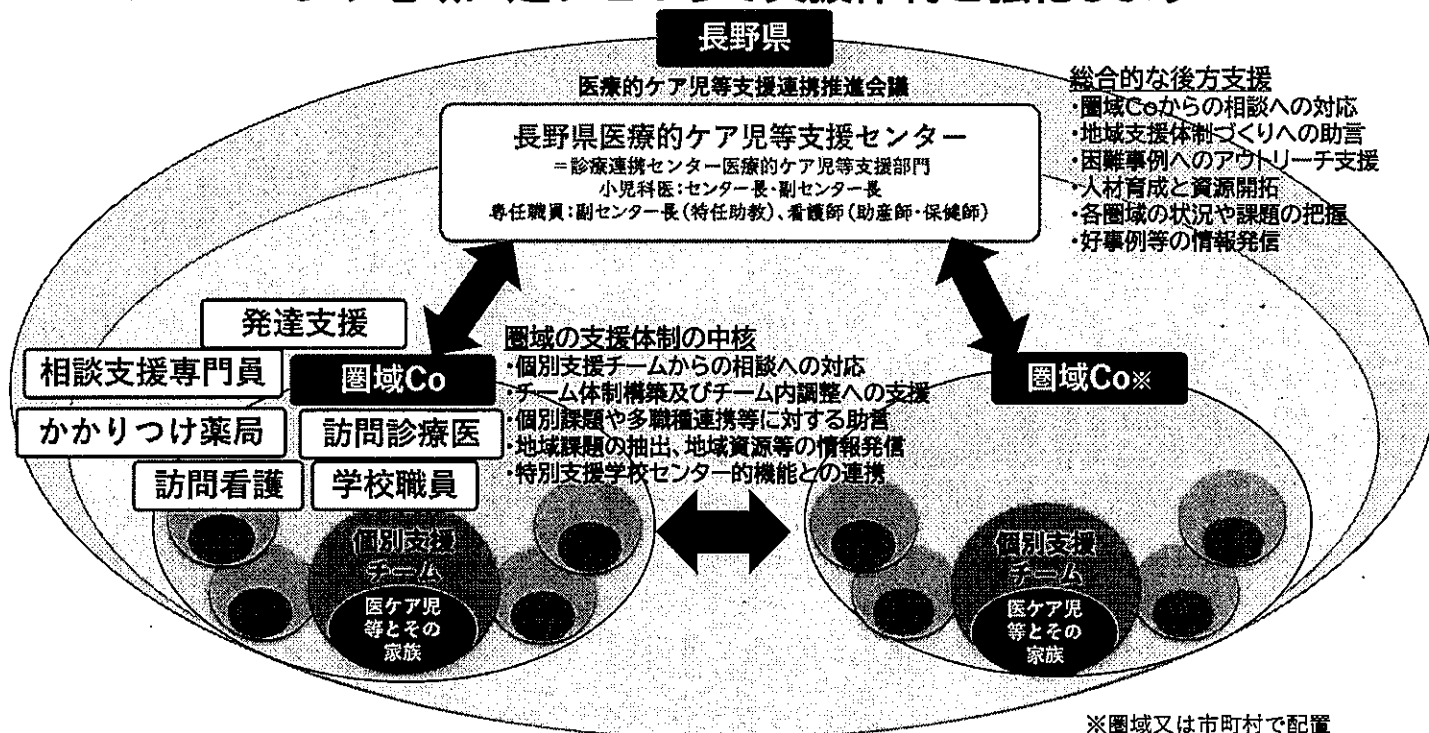
- 人工呼吸器使用者がグループホームでの生活を実現
- 就労継続支援B型事業所への「就職」

③圏域等医療的ケア児等コーディネーターの活躍

④診療報酬、障害福祉サービス報酬等制度の変化

- レスパイト、訪問診療等の支援資源の新規開設
- 薬剤師会との連携強化

R7年度から信州大学附属病院信州診療連携センターに事業委託
より地域に近いところで支援体制を強化します



令和7年度の医療的ケア児等支援センター

卒業後のQOL向上のための地域包括ケア体制の充実、
中でも生涯教育・余暇活動、住まいの選択肢の充実と
～県立こども病院からの退院支援～地域包括ケア体制
までを各圏域で見える化することを目指す

もちろん

- ◆ 相談対応
- ◆ アウトリーチによる支援者支援
- ◆ 新しい支援資源の開拓、開発
- ◆ 情報の収集と発信 …等に引き続き取り組みます

圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置状況

圏域	R7年度の配置状況	色付きはオフィシャルに配置
佐久	基幹相談支援センターに看護師を配置	
上田	児童発達支援事業所の相談支援専門員、看護師 機関相談支援センターの相談支援専門員	
諏訪	基幹相談支援センターの相談員(保育士)が兼務	
上伊那	各市町村の担当課保健師が対応	
飯田	こども発達センターに配置(相談支援専門員、看護師)	
木曽	基幹相談支援センターに兼務の担当者配置	
松本	【松本市】インクルーシブセンターに保健師配置 【朝日村】担当課の保健師 【山形村】担当課保健師、こども家庭センター社会福祉士 【塩尻市・安曇野市】担当課の保健師が兼務、 【麻績村】主任相談支援専門員 他の地域は未定	
大北	各市町村担当課で対応	
長野	【千曲・坂城地域】基幹相談支援センター長が兼務 【須坂市・信濃町・飯綱町・小川村】担当課が対応 【小布施町・高山村】教育委員会が対応	
北信	基幹相談支援センターの保健師、相談支援専門員を配置	

R7年度 人材育成事業計画案

研修名	開催時期・場所	摘要
医ケア児等支援者養成研修	6月5/6日(木・金)	初めて医療的ケア児等の支援、多職種連携に取り組む方向けの研修
医ケア児等Co.養成研修	7月18/19日(金・土) 安曇野市豊科交流学習センターきぼう	支援者養成研修受講者で医ケア児支援経験・意欲あるもの
医ケア児等コーディネーター連絡会	第1回 5月30日(金) 信大CSMIT103号室	各圏域医ケア児等コーディネーターの情報・意見交換会
あそびくにつく	7月27日(日)10時から15時 清泉大学上野キャンパス クリスティーナ館	当事者のご家族が福祉避難所になる清泉大学上野キャンパスの環境に慣れ、避難所での「楽しい」過ごし方を模索する。災害時の「食」の体験も。
しずかなあそびくにつく	未定	卒業後のQOL向上：生涯教育や余暇の充実を図る体験型研修会
家族支援研修	未定	妊娠中からの伴奏型相談支援の活用、こども病院等からの退院支援、家族支援
シンポジウム	11月9日(日)	医療的ケア児・重い障害がある人の生涯学習～特別支援教育からの継続性と新たな経験～
医療研修 胃ろうからの半固形食短時間摂取法とこども	10月 いずれかの土・日	管理栄養士、訪問看護師、保護者等を対象として、重症心身障害児の栄養、食事内容、胃ろうからの半固形食短時間摂取法や重い障害があるこどもの食について学ぶ

医療的ケア児等支援研修 教材開発

訪問看護ステーションと一緒に考える個別避難計画	訪問看護ステーションの協力を得て医療的ケア児等のを立てる手順とポイントの解説
学校・保育園の医療的ケア ① 学校・保育園の看護 ：できることできないこと	保育所・学校等保育士、教職員、看護師を対象に、医療機関と保育所・学校等との違いを説明します
学校・保育園の医療的ケア ② 学校という組織と教員の専門性を理解しよう	学校で働く看護師さんが、学校の仕組みや特別支援教育の専門性を理解して、ご自身の立ち位置を考えるヒントにするための動画
学校・保育園の看護 ③ 主治医との情報のやり取り ：診療情報提供書と看護指示書	学校での医療的ケアの柱：診療情報提供書と看護指示書の仕組みと、主治医との情報のやり取りのポイント
シミュレーション研修指導者養成プログラム開発	保育所・学校等での医療的ケア児等の急変対応シミュレーション研修の指導者を養成し、圏域・地域等での指導を担っていただく

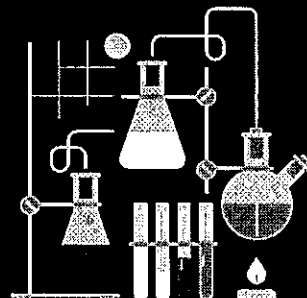
圏域等の医療的ケア児等コーディネーターさんをはじめとする多様な機関の多様な専門性を持つ支援者が集い、情報交換とエンパワーメント、最新の知見を得るように。

全県の支援ネットワークの基盤となることを目指して働きます

引き続きよろしくお願いいたします。

メールアドレス

ikea-soudan@shinshu-u.ac.jp



あそびクニック

in 清泉 クリスティーナ館

長野市の医療的ケア福祉避難所に指定された清泉大学上野キャンパスクリスティーナ館で、楽しい体験を！
日々のケアのアイデアや工夫を持ち寄って、余暇の充実と災害に立ち向かうパワーをつけましょう！
医療的ケア児・重症心身障がい児・者の皆さんやご家族はもちろん、学校の先生、支援者の皆様もご参加ください！

災害対策！
食と電気の知恵と工夫



レトルトやフリーズドライの食品、おせんべいや離乳食を活用してミキサー食も作れる？
いろいろ試して食べ比べて、食の備えをまとめた袋を作ってお持ち帰りいただきます。



プラグインハイブリッド車＝PHVから取り出した電気でお湯を沸かしたい、食事を温めたいする方法も体験していただけます。

本邦初上演！
医ケア理解の紙芝居

医療的ケアって特別なこと？
医療的ケアのそもそもがわかる紙芝居
はじまりはじまり～！

もっと楽しもう！

ノンバーバルコミュニケーション

ことばを使わなくても伝わる気持ち。
思いが通じる楽しい支援を作るヒントに。

障がいが重いこどもの読書

体は動かなくても、心は動く！
絵本の選び方、見せ方・読み方の工夫を

ことばでエンタメ★

学校を卒業したら余暇をどう過ごす？
若者の余暇活動にはエンタメを！

2025年7月27日（日）10時から15時まで

清泉大学上野キャンパス クリスティーナ館にて

JR飯山線・しなの鉄道・北しなの線
三才駅から徒歩10分



お申込み・お問合せ（QRコードからどうぞ）
長野県医療的ケア児等支援センター
（信州大学附属病院内）
担当：亀井・一ノ瀬・洞
電話：0263-37-2057
メール ikea-soudan@shinshu-u.ac.jp

タイムスケジュール

2025年7月27日（日）
開始:10時(受付:9時40分から)

保育演習室／101・102教室(1階)

重い障がいがある こどもたちの読書

10:00~10:40

大人になっても本を通して世界と出会う。
絵本専門士によるブックトークです。

おはなし:絵本専門士 松本美幸 先生

やってみよう！
災害食と電気の知恵と工夫

**11:00~
13:00**

レトルト・パウチ・フリーズドライなど、災害備蓄用の食料をいろいろご用意します。試食して、選んで、「わが子の食の備蓄袋」を作ってみよう！
★その場で作った備蓄袋はお持ち帰りいただけます★

助言：管理栄養士 座光寺知恵子 先生 ほか

プラグインハイブリッド車=PHVは走る電池！
車から取り出した電気でお湯を沸かしたり、
食事を温めたりしてみましょう。

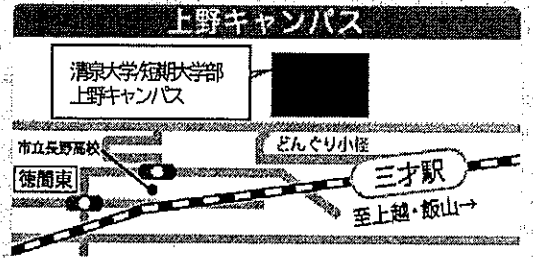
協力：長野県社会福祉協議会

ことばでエンタメ★

13:00~14:00

**若者ならではの余暇活動を創りたい！
成人移行期のケアにエンタメを取入れるコツを。**

ファシリテーター：レクレーションインストラクター
介護福祉士 三石 武史 先生



長野県長野市上野2-120-8

表現型自由教室(2階)

ナンバーバルコミュニケーション
を楽しもう！

ことばを使わなくても
伝わる気持ち。

**10:30~
12:00**

考えてることもわかつちゃう!?

動作や視線、表情で「伝わる」支援を作るヒントがここに。

放課後等デイサービスや生活介護事業所の余暇活動の充実に効果的！

指導：清泉大学短期大学部こども学科
教授/道化師 塚原成幸 先生

医ケア理解の紙芝居

インクルーシブ保育の
視点から医療的ケアを
理解する紙芝居ができ

**13:00~
13:40**

ました。初のお披露目です！

気管カニューレや胃ろうチューブなど、
実物にも触れて理解を深めよう！

清泉大学短期大学部こども学科
SEISEN☆ひょうしぎメンバー

お問い合わせ

長野県医療的ケア児等支援センター
(信州大学附属病院信州診療連携センター
医療的ケア児等支援部門)

担当 亀井、一ノ瀬、洞

〒390-8020 松本市旭2丁目11-30

長野県松本旭町庁舎 2階

TEL 0263-37-2057

✕-ル ikea-soudan@shinshu-u.ac.jp

連携・支援部会 令和7年度の方

部会長 高橋 知音

- 令和6年度の取組
 - リーフレット(「早めの気づき適切な学び」)に関わる議論
 - 「早めの気づき適切な学び」リーフレットの周知の継続と活用状況の把握
 - 高校入試における合理的配慮について、中学校からの申請が増えている。高校教育課へ、直接保護者や中学校教頭からの問合せもある。高校入試では合理的配慮ができないという理解を払拭していきたい。
 - IDについて、小学校ではだいたい理解が浸透してきた印象がある。小学校で活用している単元テストはルビのあるものが販売されており、市町村によっては全校で活用しているケースもある。中学校では、評価の関係からか、学校ごとの差があるように思う。
 - ・学校教育において合理的配慮を推進するための具体的な手立てについて
 - 学校全体でどう取り組んでいくかの周知が足りていない。基礎的環境整備の認識を広げることが必要。
 - アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論
 - ・「学校から医療機関への学習に関する情報提供票」の周知の継続と活用状況の把握
 - これまでのリーフレットの中で最も教員が活用しやすいものとなっているという情報あり。担任が子どもたちの学習面での困りに気づきかけたとされている。通常学級に在籍する児童生徒を病院へ繋ぐ際に、教頭が活用しているというケースもあり。
 - ・発達障がい情報・支援センターと連携し、合理的配慮の根拠となる検査体制の整備、検査者のスキルアップのための研修体制づくり
 - 県内において、教育・医療・福祉の専門機関に勤務し、心理検査に携わる方等を対象としたK-ABCⅡ・WISC-Vの実施にかかわる研修会の開催
 - ・心理検査等の実施に関わる実施把握の方法の検討
 - 発達障がい等に係る諸検査等の実施状況について調査実施
 - 調査対象年度：令和5年度
 - 県内全市町村発達障がい担当課対象
 - 県内障害福祉課10圏域15市町と発達障がい地域診療病院11病院対象
 - 医療機関における検査や診断結果を学校へ情報提供する際の効果的な方法の検討(診療体制部会との合同部会)
 - ・本部会は教育に比重を置いてきた経緯を踏まえ、以下の議論を継続。
 - 合理的配慮の理解を進めるための具体的な対策
 - アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論の継続協議
- 今後の方向性
 - ・本部会は教育に比重を置いてきた経緯を踏まえ、以下の議論を継続。
 - 合理的配慮の理解を進めるための具体的な対策
 - アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論の継続協議
- 令和7年度取り組みべきこと
 - ・合理的配慮の理解を進めるための具体的な方策の実施
 - 学校ごとの配慮の実態把握・理解浸透を目的とした、基礎的環境整備に係る調査
 - 高校入試における合理的配慮に関わる課題の共有と部会としてできることの協議
 - ・アセスメントから支援のスムーズな実施に関わる議論
 - 発達障がい等に係る諸検査等の実施状況調査結果の考察と具体的な施策の検討
 - 発達障がい情報・支援センターと連携し、合理的配慮の根拠となる検査体制の整備、検査者のスキルアップのための研修体制づくり
 - 医療機関における検査や診断の結果の学校への情報提供、フィードバックについて診療体制部会との合同部会で行う。

自立・就業部会 令和7年度の方

部会長 宮尾 彰

- 令和6年度の取組
 - 部会を4回開催し、当事者が自身を客観的に見つめなおし、相談のきっかけとすることを目的としたコミュニケーションシート(以下、「シート」という。)を作成することとした。
 - 令和6年度はシートの内容について重点的に議論したとともに、協力部会員の発達障がいサポート・マネージャー(以下、「サポマネ」という。)の所属する事業所において活用した。
- 【令和6年度の活用について】
 - シートの内容
 - 別紙のとおり
 - ※ 医学的な「発達障害」の診断をするものではなく、コミュニケーションのきっかけとなる媒体であることに留意
 - 対象者
 - サポマネが所属する事業所に相談に来た思春期年代の若者
 - 活用方法
 - 事業所職員との1対1の場面(面談等)において、質問項目についての具体的な場面を質問するなど、フォローしながら記入
- 今後の方向性
 - ・昨年度まで議論したシートについては、サポマネ事業所での活用状況を踏まえ、内容や活用方法の見直しの必要があれば議論していきたい。
 - ・ニューロダイバーシティ推進員の部会への参画を受け、「就労」に焦点を当てた新たなテーマを抽出し、それらに基いて議論していきたい。
- 令和7年度に取り組むべきこと
 - シートについて
 - サポマネ事業所での活用状況を把握し、必要に応じて内容や活用方法の見直しを行う。
 - 「就労」について
 - 「就労」に焦点を当てたテーマを部会の中で抽出し、議論を重ねる。

自己理解のためのコミュニケーションシート

このシートは、自分にもともとある特性を知ること、日常生活が少し楽になったり、気持ち少し軽くなったりすることを目的にしています。答えは一つではなく、あなたが感じているままを答えても構いません。何が優れていて、何が劣っているのかを調べたものではありません。あまり考え過ぎずに、自分に当てはまるところに○を付けてください。

番号	質問項目	当てはまるところ あったら○
1	他人がルールを破っているのを見ると許せない気持ちになる	
2	自分の思い通りにいかないときイライラした感情が抑えられない	
3	文化祭や修学旅行などのいつもと違う日課は苦手だ	
4	急な予定変更は苦痛に感じる	
5	何かやりたいことをやり始めると時間を忘れて集中する	
6	小さい頃の失敗や辛かったことを思い出して苦しくなることがある	
7	自分の弱いところや心配なことがあっても先生や友達に相談できない	
8	何かうまくいかないとき「自分が悪い」と自分自身を責めてしまう	
9	「自分には価値がない」と感じて、自信をなくすることが多い	
10	この先のことや将来のことが不安で、悲観的な気分になるときがある	
11	入学式や卒業式などの式典でじっとしているのは苦手だ	
12	思い立ったら考えるより先に行動にうつす方だ	
13	思いつくとすぐに発言したり、相手の話の途中で話したくなったりする	
14	順番を待っている時間は苦痛だ	
15	スケジュール管理が苦手や締め切りを守れないことが多い	
16	物をどこに置いたかを忘れて探し物をしていることが多い	
17	忘れ物をしてしまうことが多い	
18	使った物をきちんと元の場所に戻すなどの整理整頓は苦手だ	
19	自分の意見を発表しているときに頭の中が混乱してしまう	
20	何か物事をひとつずつ片づける前に別のことを始めてしまう	

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課
長野県発達障がい者支援対策協議会

令和7年度 長野県発達障がい者支援対策協議会
普及啓発部会 令和7年度の方角

部会長 新保文彦

1 令和6年度の取組【既存活動の見直しとテーマ】

(1) 発達障がい者サポーター・メンターの活用についての協議

・発達障がい者サポーター・メンター事業の課題（養成、フォローアップ研修、活用など）について、他県の取組状況や各団体の実態等を参考に解決策の意見を出し合う

(2) 発達障がい者サポーター養成講座のあり方についての協議

・発達障がい者サポーター養成講座の課題を共有し、テキストの内容、講座の開催方法、講座の周知について意見を出し合う

・今後は、短縮版（45分バージョン）にて講座を行っていく方向となったため、90分バージョンの講座の良さを活かしながら、短縮版のテキストの見直しをグループワーク形式で実施

(3) 発達障がい者サポーター養成講座（4/2～4/8）の取組のアイデア出し

発達障がい者サポーター養成講座（4/2～4/8）の取組について、主に以下のアイデアが出された

・松本城のブルーライトアップ

・アルクマの活用

・対談動画第2弾

・自閉症の人にスポットライトがあたる機会を設ける

・当事者や支援者の言葉を集めて見せる形にする

2 今後の方向性

ペアレント・メンターやサポーター養成講座といった既存の取り組みが、時代に合わせてより効果的に実行できるよう、システムや周知方法を改めて整理していきたい。

当事者の生活に関わる施設や業種への啓発が課題としてあるため、長野県発達障がい者支援対策協議会の他の部会との連携等を模索し、具体的な啓発を検討したい。

啓発の更なる工夫を、部会員の皆さん及び長野県発達障がい情報・支援センターと一緒に考えながら、具体的な方策を実行していきたい。

3 令和7年度に取り組むべきこと

(1) 発達障がい者サポーター・メンターのシステム等の見直し

・各団体の実態把握により、発達障がい者サポーター・メンター事業以外の代替えの活動を行っている領域がいくつかあることが分かったため、代替えとなる活動の具体案を考え、具体的な見直しの検討を行う

(2) サポーター養成講座のテキスト等の見直し

・短縮版（45分バージョン）のテキストの内容修正

・警察や行政、企業など具体的な周知先を絞り、周知方法など検討を行う

(3) その他

・発達障がい者サポーター養成講座の取組のアイデア出し

・一般的な啓発の検討

診療体制部会 令和7年度の方角

部会長 稲葉 雄二

1 令和6年度の取組

(1) 発達障がい診療地域連絡会

- ・各圏域において、医療・教育・福祉等の支援者を対象に、各所がその地域の実情に即した事例検討会や研修会を開催（10圏域で延べ14回開催）。
- ・全て対面開催で、支援者間の顔の見える関係づくり、ネットワークの構築が進んだ。若手医師等の会への参加や、初めて参加される方等が増えた印象。
- ・R6年度は事例検討会（Q-SACCSを用いた地域診断等）を行う圏域が多く、圏域の他の支援者や機関との連携の強化を図るとともに、支援者同士が情報を共有し合うことで、最新の知識や技術を学ぶ機会となった。
- ・アンケート結果では、「受診待機期間」「精神科へのトランジション」「家族の理解が得られない」等が多く、引き続き課題となっている。

(2) 発達障がいかかりつけ医研修

- ・H27年度～発達障がい診療のすそ野を広げるため、県と県立こども病院の共催で、かかりつけ医を対象とした研修会を開催。毎年、内科や歯科など様々な診療科の医師が参加。

- ・令和6年度は9月29日（日）にオンラインで開催し、76名が参加した。

- ・発達障がい診療における基礎知識のほか、「成人の発達障がい」に焦点を当てた内容の研修構成とし、その後、発達障がい情報・支援センターの情報提供を行った。発達障がいのある方が成人期に達し、触法の中で支援が必要になったという事例を参加者で共有。小児期からできることはどんなことだったかを振り返る機会となり、満足度の高い研修となった。

(3) 発達障がい診療人材育成事業

- ・令和6年度は6名の専門医、1名の診療医を認定した。

- ・現在、66名（うち専門医61名、診療医5名）の医師が認定されている。

(4) LDへの対応（連携・支援部会との合同部会）

- ・発達障がい等に係る諸検査や受診の現在の状況を把握し、アセスメントから支援へのスムーズな実施体制を構築するため、市町村及び発達障がい診療地域連携病院あてアンケート調査を実施した。

(5) 移行期支援（トランジション問題）

- ・第2回目部会より精神科医に参加していただくことになった。

2 今後の方向性

(1) 医師等の人材育成

- ・住み慣れた地域で発達障がい診療を受けられるよう、引き続き医師の養成を行う。
- ・地域連絡会及びかかりつけ医研修の継続。
- ・研修等の周知方法、範囲を広げる。

(2) 移行期支援（トランジション問題）

- ・発達障がいを診療する精神科医を増やすためのアプローチ方法等について、精神科医の観点からも助言及び意見をいただく等、より専門的に協議していく。

(3) LDへの対応

- ・調査結果を整理し、今後の方針等を検討。

3 令和7年度に取り組むべきこと 上記について、順次進める。

⑧ 発達障がい者支援事業

県民文化部 こども若者局 次世代サポート課

令和7年度 予算額	92,062千円	国補 諸収入 39,030千円 一般財源 939千円
令和6年度 予算額	79,666千円	国補 諸収入 39,832千円 一般財源 539千円

1 目的

多様な発達特性を持つ子ども・若者の社会的自立を支援するため、相談・支援体制を整備するとともに、困難を抱える若者の離職防止や就労を促進する。

2 現状と課題

- 教員等の知識と対応力のばらつき、発達障がい者の自立・就業先の拡大、当事者やその家族へのフォローや理解不足などの課題がある。
- 医療、福祉、教育、就労など、支援機関同士の連携体制を強化し、全てのライフステージに通じた切れ目のない一貫した支援が受けられる体制づくりが求められている。
- ニューロダイバーシティ（神経学的多様性）の考え方が企業をはじめ一般に浸透していない。若者の社会参画や多様な人材の労働参加が促進される、寛容な社会づくりのために、既存事業の枠組みだけでは難しく、発達特性に特化した支援が必要である。

3 事業内容

(1) 発達障がい者支援体制整備（1,073千円）

- 「長野県発達障がい者支援対策協議会」を運営し、医療、福祉、教育、行政等の関係者で発達障がい者への適切な支援のあり方を検討
- 4つの部会（連携・支援部会、自立・就業部会、普及啓発部会、診療体制部会）を設け、課題の解決に向けた支援策を協議

(2) 発達障がい情報・支援センター設置（8,999千円）

- 発達障がい者及びその家族への情報発信や相談支援、研修会等への講師派遣、専門的知識を有する支援人材の育成、発達障がい専門の支援プログラムの開発等を実施
【委託先：信州大学医学部附属病院】

(3) 発達障がいサポート・マネージャー配置（67,990千円）

- 発達障がい者やその家族への一貫した連携体制を構築するため、分野・年代を越えて、各地域の実情に応じた支援者支援を実施
【県内10圏域に1名ずつ配置】

(4) ⑧ 多様な発達特性を有する若者の就労促進（14,000千円）

- ニューロダイバーシティ推進員を県内2地域に各1名配置し、以下の取組を実施
・企業からの相談（発達特性を有する従業員の離職防止・就労促進に係るもの）に助言等を実施
・ニューロダイバーシティに取り組む企業の普及拡大に向けて、好事例の共有・横展開や、企業向けシンポジウム・研修会等を開催

新 多様な発達特性を有する若者の就労促進事業

こども若者局次世代サポート課

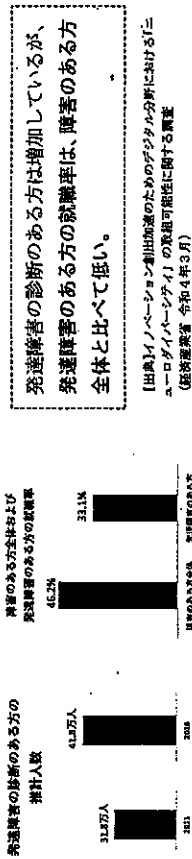
令和7年度 長野県発達障がい者支援対策協議会 委員名簿

1 趣旨

発達特性等の困難を抱える若者の社会的自立や就労促進・定着につなげるため、ニューロダイバーシティ（神経学的多様性）の考え方の理解促進を図る。

2 現状・課題

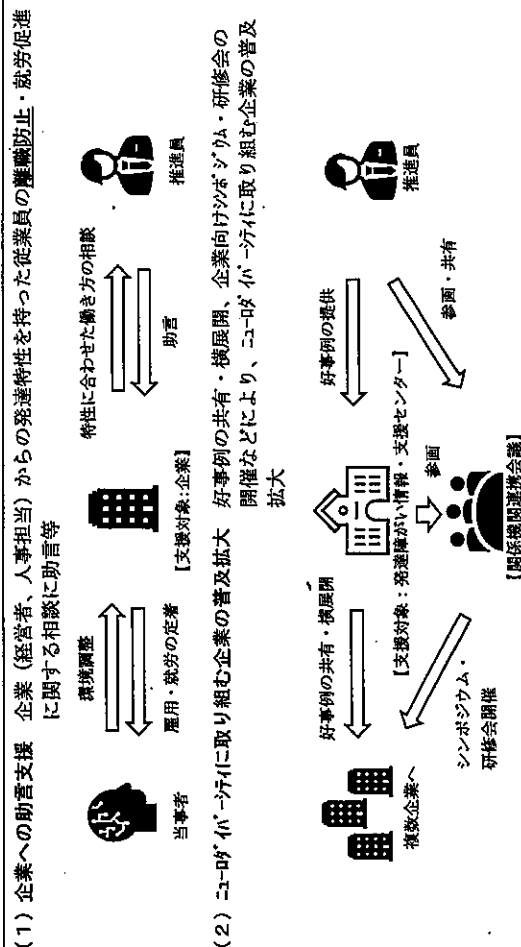
- ・ニューロダイバーシティの考え方が企業をはじめ一般に浸透しておらず、特に発達障がい者や発達に特性を抱える若者の社会参加や就労が限定的となっている。
- ・障がい手帳等が交付されない限り、就労等の支援が行われにくい。



- ・発達障がい者を病弱と捉えるのではなく、神経学的な「個性」と捉えるニューロダイバーシティの社会づくりが必要。【参考：本田医師と阿部知事の対談記事】
- ・若者の社会参加・多様な人材の労働参加が促進され、寛容な社会づくりのために、既存事業の枠組みだけでは担保できない、ニューロダイバーシティの概念に特化した支援が必要。
- ・民間での障がい者への合理的配慮義務化や、法定雇用率引き上げ（従業員40人以上：現行2.5%→2026年7月～2.7%）による、多様な人材需要の増（発達障がいを含む精神障がい）の今後の雇用増。

3 事業内容

次の業務を行うため、「ニューロダイバーシティ推進員」を県内2地域に各1名配置（民間事業者、医療機関等への配置を想定）する。



多様な発達特性を持つ若者の雇止め防止・就労促進、多様な人材の労働参加に取り組む企業の増加

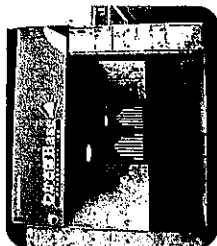
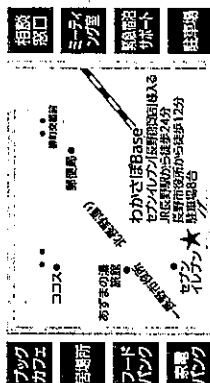
4 予算額

14,000千円

氏名	所属等	（敬称略）分野
1 本田 秀夫	信州大学医学部子どもの発達医学教室 教授	医療
2 稲葉 雄二	長野県立こども病院 病院長	医療
3 新保 文彦	長野県自閉症協会 代表	家庭・福祉
4 高橋 知音	信州大学学術研究院教育学系 教授	教育
5 宮尾 彰	一般社団法人ぶれじョブ 理事	就労
6 宮林 麻里	みやばやしこどもクリニック 院長	医療
7 守屋 康子	長野県花田養護学校 教諭	教育
8 小林 千里	安曇野市立豊科北小学校 教諭	教育
9 牛山 えみ子	原産発達支援センター この街きつず学園 園長	福祉
10 齋藤 喜美子	飯田市こども発達センターひまわり 療育コーディネーター	福祉
11 田中 雄一郎	社会福祉法人山形村社会福祉協議会 常務理事・事務局長	福祉
12 上條 智公	松本市こども若者部こども発達支援課 保健師	行政・医療
13 小林 美由紀	長野県スクールカウンセラー/豊野高等専修学校 相談顧問	福祉・教育
14 柳澤 潤子	親の会「らっこの会」 会長	家族
15 佐々木 貴弘	長野少年鑑別所 首席専門官	司法
16 影沢 雅彦	ディーキャリア長野オフィス 職業指導員・介護福祉士	公事

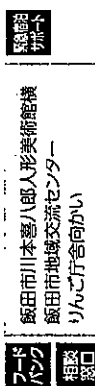
わかさぼBase(本部拠点)

長野市東鶴賀町36-1 TEL.026-217-0515
FAX.026-217-6711



わかさぼBase (飯田サテライト)

飯田市本町1-11 はなぶさ学園事務所内
TEL.0265-49-0770 FAX.0265-49-0377

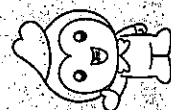


県・市町村との
連携促進

どこでも
実家宣言社協

どこでも
実家応援企業

ボランティア団体
の連携促進



令和4年度～ 休職預金を活用した「社会的養護出身の若者サポートプロジェクト」(長野県社会福祉協議会、長野県児童福祉施設連盟など6団体共同)がスタート
令和7年度～ 長野県の補助(社会的養護自立支援拠点事業)を受け、信州地域養護若者サポート拠点事業に拡充

わかさぼ(信)Base

信州地域養護若者サポート拠点

県庁直轄で運営する、県民生活の困窮を救済する
県民生活の困窮を救済する、県民生活の困窮を救済する



「わかさぼ」は、県民生活の困窮を救済する、県民生活の困窮を救済する、県民生活の困窮を救済する

わかさぽBase

信州地域養護若者サポート拠点

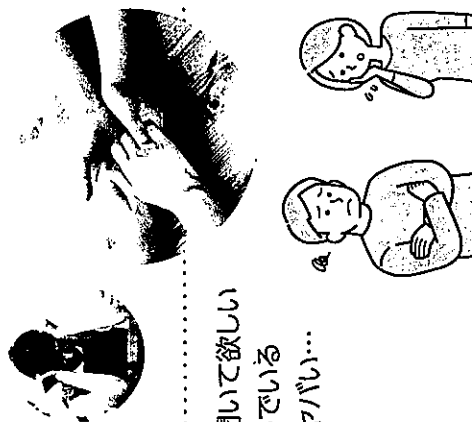
サポート対象

- ケアリーダー（児童福祉施設や里親のもとから巣立ち、地域からの応援が必要な若者たち）
- ケアにならなかった若者たち（虐待等の経験があり、公的支援につながらなかった人）
- 今、児童福祉施設や里親さんのもとで生活していることも若者のうち応援が必要な人
- その他、住まいやお金、仕事や健康、人間関係等に困っている若者たち（年齢による制限はありません）

事業概要

なんでも相談

- ・親や大人には言えないけど、誰かに話を聞いて欲しい
- ・仕事や学校がしんどい。辞めようかと悩んでいる
- ・お金の使い方が上手くできない。家賃がやばい…
- ・食料のサポートが欲しい
- ・冷蔵庫やテレビが欲しい
- ・私ってヤングケアラーなのかなあ？
- ・家に帰りたくないな…



一人で悩まないで、まずは話してみてください

電話 026-217-0515 わかさぽBase

受付時間 8:30~17:00（土・日・祝日はお休み）

メール wakasapo@nsyakyoo.or.jp

居場所、あんしん基地

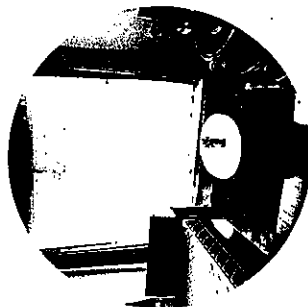
- ◆ ブック・カフェ「わかさぽBase」
・まったりできる居場所です。
・仲間と楽しめる講座やイベントも企画していきますよ。
- ◆ カフェバス
・綿あめやポップコーンづくりを体験しよう！
・どこでも出張しますのでご相談下さい。



長野市東横須賀町36-1（駐輪場、駐車場ありです）

寝場所、かりぐらし

- ・緊急宿泊スペースを県内各地に確保していきます。
原則1泊500円、原則1か月、最長6か月まで。
緊急宿泊スペース
（県営住宅利用事業）
お金がない場合も相談してください。
- ・保証人がいなくてこまっている
県社協の保証人サービスを使えるかも？
- ・家具も家電もあるので、バグ一つで
入居できます。

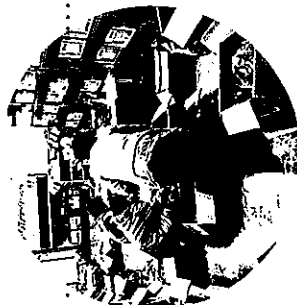


（予定あり）

社会参加プチバイト

- ・フードバンク倉庫でボランティア、慣れてきたら、プチバイトもできます。
- ・プチバイトで、いろいろな仕事を体験してみよう。
アルバイト代相当のお金ももらえます。
- ・ハローワークなどに一緒に行ってみよう。

※プチバイトは、気軽に参加できるお仕事体験事業で、就労活動の資金を助けます。



どこでも実家 ネットワークづくり

- 支援関係者のネットワークづくり、セミナーの開催
- 「どこでも実家宣言社協」「応援企業」の拡充や、地域の見守り活動の促進



罪を犯してしまった障がい者・高齢者の支援

長野県地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターとは？

○事業の目的

刑務所・保護観察所の依頼に基づき、福祉の支援が必要な方達を、出所後直ちに福祉サービス等が利用できるよう、入所中から面会及び調整を行う。また出所後も市町村行政、福祉関係機関等と連携・協働し、地域で安定した生活が送れるよう支援する。

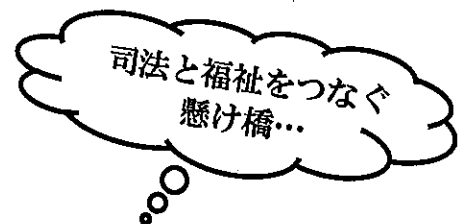
全国で48か所。

- ・平成21年度 地域生活定着支援事業 開始（厚労省）

* 各都道府県に1ヶ所ずつセンターを配置

長野県では・・・

- ・平成24年度～ 長野県社会福祉士会が業務を受託
 - ・職員 常勤3名 非常勤1名の計4名



矯正施設の新受刑者のうち

令和元年に収容された新受刑者（総数17,464人）

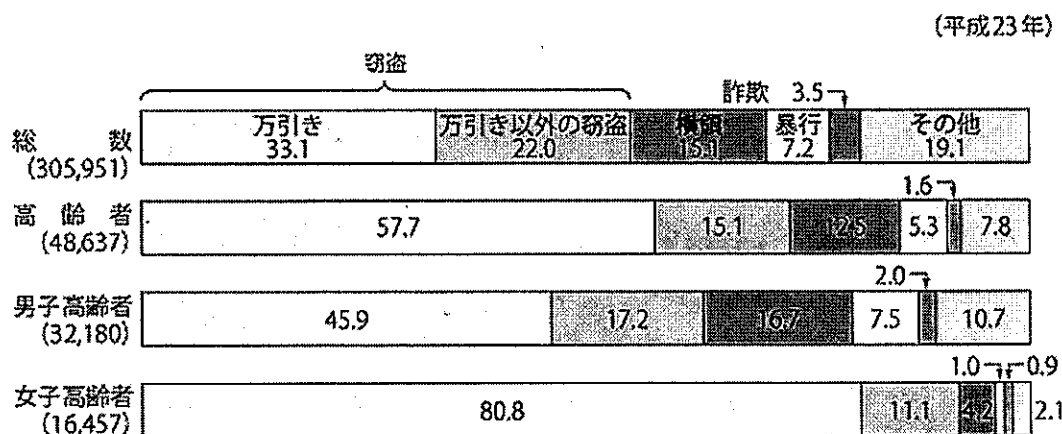
- ・ 高齢者 **12.9%**
- ・ 知的障がいのある人（疑い含む） **20.1%**
- ・ 精神障害のある人 **14.8%**

（R2年矯正統計年報）

高齢・障がいで何らかの支援が必要な人

犯罪傾向について

4-4-1-3 図 一般刑法犯 高齢者の検挙人員の罪名別構成比（男女別）



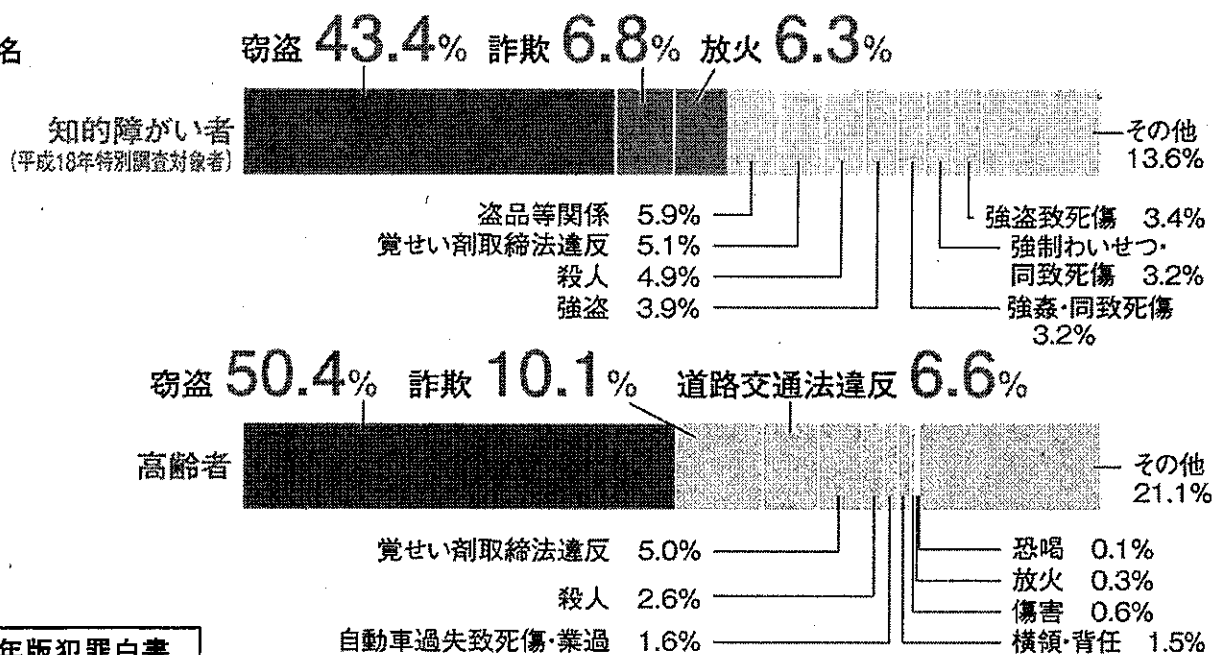
- 注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 「横領」は、遺失物等横領を含む。
 4 () 内は、実人員である。

- 高齢で検挙される人＝窃盗が圧倒的に多い
- 横領の多くは自転車窃盗
- 女性検挙者の9割以上は窃盗

（平成24年版犯罪白書）

罪を犯した障がい者、高齢者の現状

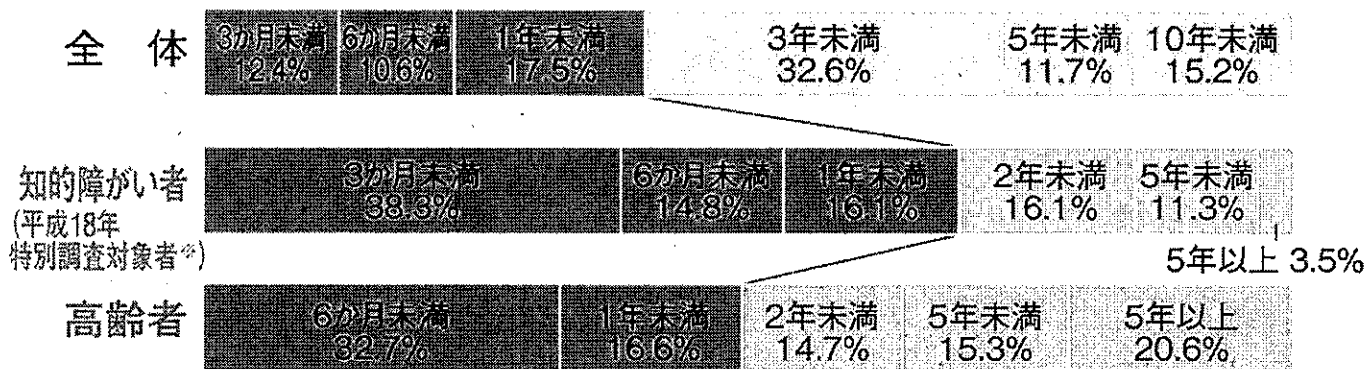
● 罪名



平成20年版犯罪白書

特別調査対象者の再犯期間負のスパイラル 退所後の支援の乏しさが原因

● 再犯期間



1年未満での再犯 知的障がい者 69.2% 高齢者 49.3%
(平成18年特別調査対象者*)

再犯に至ってしまう負のスパイラル

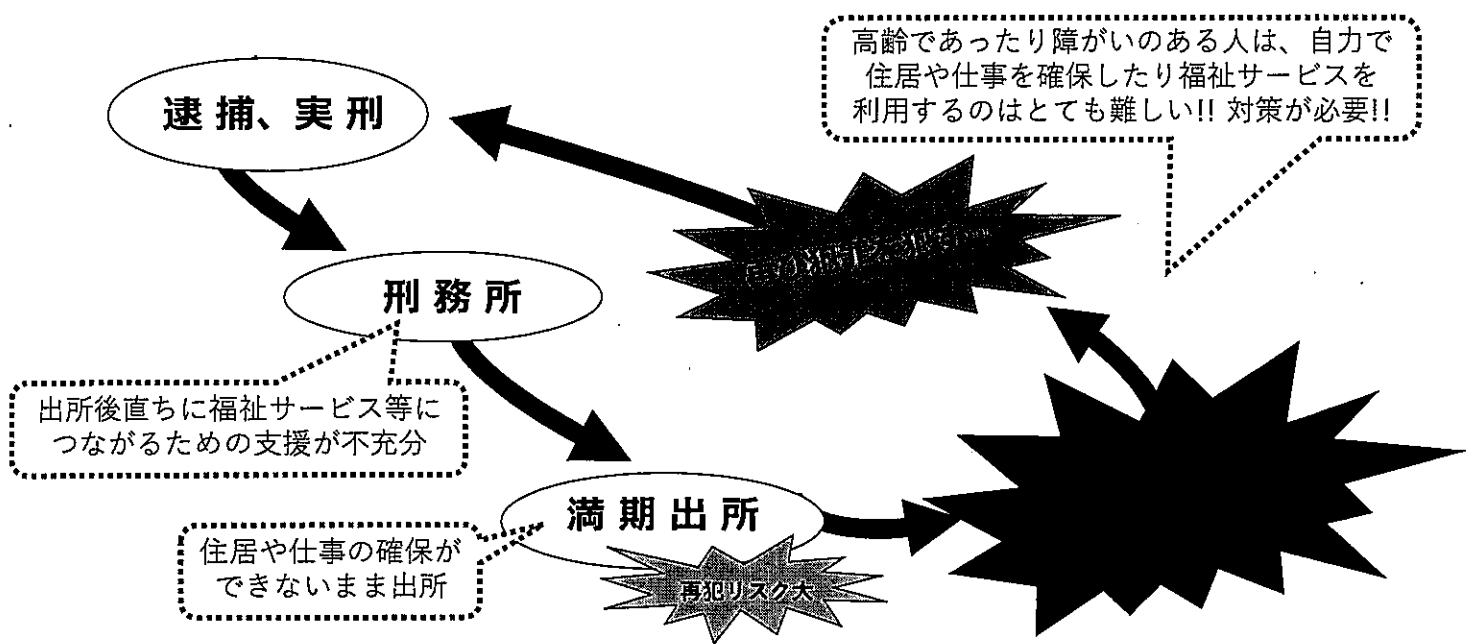
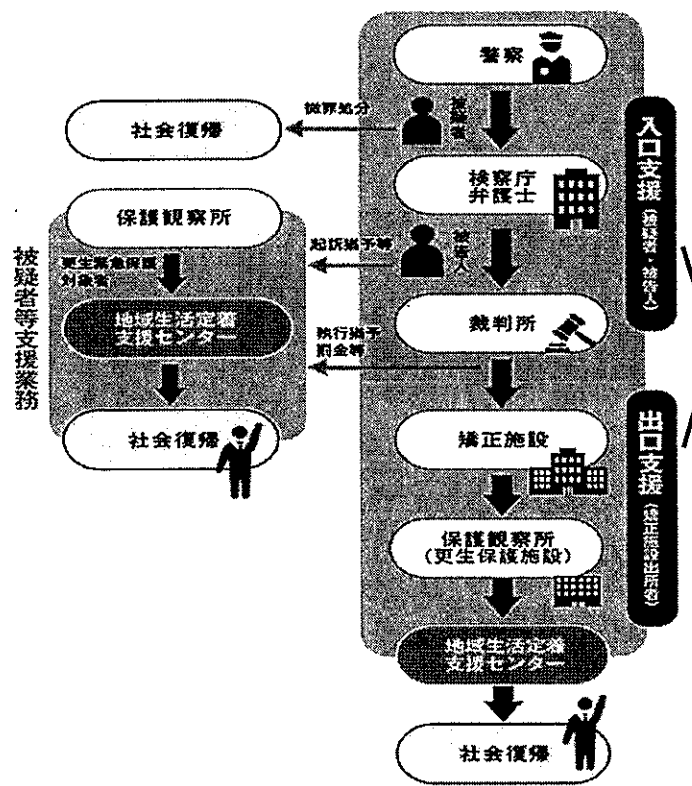


図1「被疑者等支援業務」とは(入口支援と出口支援の一例)



主な業務内容

- (1) コーディネイト：刑務所入所中の支援
→ 矯正施設退所者の住居の確保、福祉サービスの調整など
- (2) フォローアップ：刑務所出所後の支援
→ 出所後の地域生活の定着に向けた支援期間は原則、安定して定着するまで。
- (3) 相談支援：地域からの相談
→ 出所者、被疑者・被告人段階の支援
福祉関係者、弁護士等からの依頼など
- (4) 被疑者等支援：刑務所入所前、不起訴事案などの支援
→ 被疑者・被告人段階の支援
保護観察所・弁護士等からの依頼

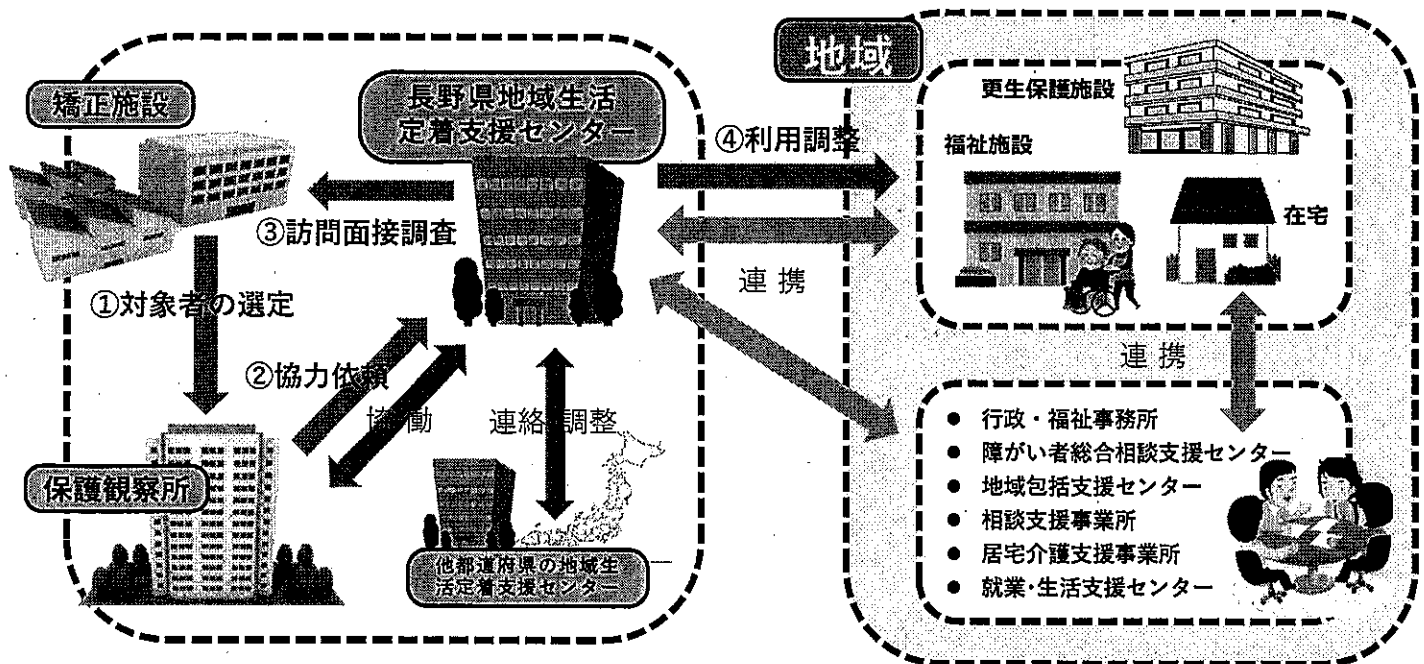
支援の対象者

- (1) 特別調整：
 ・ 矯正施設（刑務所・少年院）に収容されている
 ・ 高齢（65歳以上）または障がい（身体・知的・精神）がある
 ・ 退所後の適当な住居がない、身寄りがいない
 ・ 福祉サービス等を受ける必要性がある
 ・ 本人が支援を受けることを希望している。
- (2) 一般調整：福祉サービスが必要である高齢者・障がい者で、釈放後の帰住先がある者。
- (3) 相談支援：矯正施設等出所者、被疑者・被告人段階で福祉や司法関係者から支援要請があった者。
- (4) 被疑者等支援業務：
 ・ 高齢（65歳以上）または障がい（身体・知的・精神）がある
 ・ 福祉サービス等を受ける必要性がある
 ・ 本人が支援を受けることを希望している。

これらを全て満たす人



地域生活定着支援センターの支援業務の流れ



定着センターの具体的支援業務例

コーディネート時

- ・ 矯正施設への面会、出所時必要書類の依頼
- ・ 福祉サービス利用に向けた諸手続き（援護の実施者の確認、これまでのサービス利用確認、年金再開、口座の残高確認等）
- ・ 対象者に関する情報収集（親族等がいる場合は協力願い・関係再構築、地域関係者への聞き取等）
- ・ 支援体制づくり、支援会議の開催
- ・ 帰住先での居住地探し（施設、アパート）・調整
- ・ 医療機関への調整 etc

フォローアップ時

- ・ 住民票手続き、各種保険、生活保護、障がい福祉サービス、年金等、諸手続き
- ・ 各地域の福祉関係者、支援者との関係構築・連携、会議の開催
- ・ 病院への送迎、余暇支援に伴う移動、同行、買い物支援
- ・ 就労に関する支援、同行
- ・ 訪問、電話による本人相談対応 etc

定着支援センター支援実績（令和6～令和4年）（単位：人）

		コーディネート			フォローアップ			相談支援		
		R6	R5	R4	R6	R5	R4	R6	R5	R4
支援人数	高齢者	13	15	17	13	14	14	7	6	9
	知的障がい者	10	9	6	13	9	10	4	1	3
	精神障がい者	7	7	10	3	4	6	7	9	12
	身体障がい者	2	2	2	0	0	1	2	2	2
	計	32	33	35	29	27	31	20	18	26
相談経路	前年度からの継続	5	9	7	25	23	21			
	保護観察所	21	15	19	1	1	2			
	他県センター	6	9	9	3	3	8			
	計	32	33	35	29	27	31			
被疑者等支援業務		10	6	7						

拘禁刑の導入 (2025年6月) 矯正・保護が変わる

- ・懲役刑、禁固刑 → 拘禁刑
「懲らしめ」から「社会復帰」へ
- ・拘禁刑では、刑務作業は苦痛を与えるものではなく特性に応じて再犯防止に向けた改善指導や円滑な社会復帰を図る手段へ
- ・「平等な処遇」と「処遇の個別化」の両立
- ・社会から断絶された状況で、社会への適応を目指す
- ・罪を伴う強制の枠組みの中で「自分で考え、自分で決める」
- ・管理統制とケアが同時に存在
- ・少年処遇、若年処遇、高齢福祉、福祉的支援等の24種類の矯正処遇課程に分けられる

罪を犯した高齢者・障がい者の支援

- ・他人から大切に扱ってもらった経験が乏しく、自分を大切にできない人が多い
逆境体験、貧困、社会的排除、社会的孤立
→ 自己肯定感・自己効力感が低く、
他者との関係を適切に築くことが難しい
- ・罪の加害者である一方、抱えている問題に振り回された被害者
- ・立ち直りをした人 本人を理解するキーパーソン
気持ちに寄り添った支援
- ・少年院を出た方の声 施設の門を出てからが勝負
自分を分かってくれる人 本音を話せる人
- ・多職種、多機関連携・協働 → 課題解決に向けたチームアプローチ

強度行動障がいのある方への集中的支援について

障がい者支援課

1 概 要

自傷や他害、物の破壊などの行動が頻繁に起こる「強度行動障がい」の状態にある方への支援については、その背景にある個々の障がい特性に応じた支援や環境調整が必要であるが、状態が悪化した人に対する支援スキルを有する事業所や人材の確保が課題となっている。

当事者とその家族の暮らしを支える体制整備を進めるため、専門性の高い人材（広域的支援人材）を有する（一社）長野県知的障がい福祉協会と連携し、適切なアセスメントに基づく有効な支援方法の整理、環境調整を集中的に行う取組（集中的支援）を試行する。

2 取組内容

(1) 集中的支援の実施方法

県が登録する広域的支援人材（現在のところ3名）が、対象者の利用する事業所を訪問し、事業所の職員や家族と連携し、対象者に対して3か月間の集中的支援を行う。

(2) 支援の流れ

県	広域的支援人材 (協 会)	事業所等	支給決定市町村
支援人材の登録			
		支援実施の申請	支援対象基準 の適合を確認
支援人材の選定 ←			支援実施の依頼
支援の実施要請 →	・アセスメント ・支援計画の作成		
	集中的支援の実施 ※		
←	実施報告書の提出		→
	支援方法の引継ぎ	→	

※集中的支援を実施した事業者には報酬上の加算→広域的支援人材への謝金等への充当を想定

3 期待される効果

- ・ 専門的なノウハウを有する人材による集中的な支援により、状態の軽減が期待される。
- ・ 当事者が利用する障害福祉サービス事業所の職員が、実地で支援のノウハウを学ぶことで、適切かつ有効な支援が可能となり、状態を悪化させない支援が期待される。

4 今後の取組

- ・ 2年間を目途に試行し、集中的支援のニーズの見極め、支援上の課題や成果を検証した上で、その後の支援策を検討する。
- ・ 平成26年度から開始した支援者養成研修を引き続き実施し、人材の育成を図る。
- ・ 令和6年度から国が開始した各事業所で支援の中心的な役割を果たす「中核的人材」の養成研修の充実と「広域的支援人材」の早期養成について、引き続き国に要望する。

【参考】

1 支援人材の育成について

人材区分		修了者	位置付け	研修実施主体
支援者	基礎研修	2, 145	特性を理解し、支援計画に基づく支援ができる人材	H26～指定研修事業者 (知的障がい福祉協会)
	実践研修	1, 318	アセスメント、支援計画の立案ができる人材	
中核的人材		3	事業所内でチーム支援のマネジメントを行える人材	R6～8 国 (各都道府県 3 人/年) R9～ 都道府県 (予定)
広域的支援人材		0 ※ 1	状態が悪化した者のアセスメントと有効な支援方法を中核的人材に指導できる高度な専門性を有する人材	R7～ 国 [詳細未定] ※ 2

※ 1 人材養成の体制が整うまでの間、中核的人材養成研修の講師、発達障がいサポートマネージャー、都道府県が認める者から選定することができる。

※ 2 R7～9 科研費で広域的支援人材に関する研究が行われる予定

2 集中的支援の内容及び報酬（加算）の内容

支援の種類	加算の内容
①事業所訪問型	集中的支援加算（Ⅰ） 1000 単位／日 強度行動障がいをもつ児者の状態が悪化した場合、県が登録する広域的支援人材が障害者支援施設、GH等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間、月4回を限度に加算
②居住支援活用型	集中的支援加算（Ⅱ） 500 単位／日 強度行動障がいをもつ児者の状態が悪化した場合、県が登録する居住系施設が対象者を受け入れ、広域的支援人材の指導の下、3か月間の集中的支援を行った場合、3月以内の期間について加算

※事業所の報酬上の加算 → 広域的支援人材への謝金等として支払うことを想定

令和7年度 長野県自立支援協議会 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	開催方法
11月	27日(木)	13:30 ~ 15:30	集合予定

令和7年度 障がい者相談支援体制等機能強化会議 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
7月	22日(火)	13:30 ~ 16:00	長野県庁講堂

令和7年度 自立支援協議会フォーラム 開催予定日

開催月	開催日	開催時間	方法・場所
10月	8日(水)	13:30 ~ 15:30	長野県総合教育センター

地域からの課題

提出期限	提出方法
令和7年11月28日	事務局宛てメール提出 fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp

